

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(2020年9月 第4回訂正分)

株式会社まぐまぐ

「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 (1) 重要な設備の新設等」の記載の一部を訂正するため金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2020年9月24日に関東財務局長に提出しておりますが、2020年9月15日にその届出の効力は生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2020年8月20日付をもって提出した有価証券届出書、2020年9月4日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書及び2020年9月9日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書並びに2020年9月14日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 (1) 重要な設備の新設等」の記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には___罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第二部 【企業情報】

第3 【設備の状況】

3 【設備の新設、除却等の計画】(2020年7月31日現在)

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
本社 (東京都品川区)	プラットフォーム	まぐまぐ! Live開発	24,000	—	調達資金	2020年 10月	2022年 10月	サービス 向上 機能強化
本社 (東京都品川区)	プラットフォーム メディア広告	メルマガ 基幹システム リニューアル	260,728	—	調達資金	2021年 1月	2023年 4月	サービス 向上 機能強化
本社 (東京都品川区)	全社	増床	40,000	—	調達資金	2022年 9月	2022年 12月	人員増加 対応

(注) 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(2020年9月 第3回訂正分)

株式会社まぐまぐ

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2020年9月14日に関東財務局長に提出し、2020年9月15日にその届出の効力が生じております。

○ **新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由**

2020年8月20日付をもって提出した有価証券届出書及び2020年9月4日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書並びに2020年9月9日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集530,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し150,000株(引受人の買取引受による売出し120,000株・オーバーアロットメントによる売出し30,000株)の売出しの条件並びにその他この募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、2020年9月14日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

2 【募集の方法】

2020年9月14日に決定された引受価額(745.20円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格810円)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「187,726,000」を「197,478,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「187,726,000」を「197,478,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。

5. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

6. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 5. の全文削除及び 6. 7. の番号変更

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価格(円)」の欄：「未定(注)1.」を「810」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)1.」を「745.20」に訂正。

「資本組入額(円)」の欄：「未定(注)3.」を「372.60」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)4.」を「1株につき810」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。

発行価格等の決定に当たりましては、仮条件(730円~810円)に基づいてブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、810円と決定しました。

なお、引受価額は745.20円と決定いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(810円)と会社法上の払込金額(620.50円)及び2020年9月14日に決定された引受価額(745.20円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は372.60円(増加する資本準備金の総額197,478,000円)と決定いたしました。
4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき745.20円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、各社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 8. の全文削除

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、2020年9月23日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき745.20円)を払込むことといたします。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき64.80円)の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. 上記引受人と2020年9月14日に元引受契約を締結いたしました。
2. 引受人は、上記引受株式数のうち2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。また、当該委託販売分とは別に株式会社SBI証券は、同社の引受株式数の一部について、株式会社SBIネオモバイル証券に販売を委託します。株式会社SBIネオモバイル証券が販売を受託した当該株式を同社とその顧客との契約等に従って同社の顧客に販売する場合には、1株を申込株数単位として販売が行われます。なお、当社の株主は、その有する1単元(100株)に満たない株式について、一定の権利以外の権利を行使することができません。その内容については、後記「第二部 企業情報 第6 提出会社の株式事務の概要」の(注)2をご参照下さい。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「375,452,000」を「394,956,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「370,452,000」を「389,956,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額389,956千円及び本第三者割当増資の手取概算額上限22,356千円については、システムにかかる設備投資資金及び人員増加に伴う本社増床にかかる内装設備等の設備投資資金、並びに人材採用費及び人件費に充当する予定であります。具体的な資金使途及び充当予定時期は以下のとおりであります。

① システムにかかる設備投資資金

設備投資資金の具体的な内容については、2020年4月にリリースしたライブ配信サービス「まぐまぐ! Live」の機能強化のための開発に関する外部委託費として24,000千円(2021年9月期：12,000千円、2022年9月期：12,000千円)、当社のメルマガ基幹システム刷新のための開発に関する費用として260,728千円(2021年9月期：88,000千円、2022年9月期：172,728千円)を充当する予定であります。

- ② 本社増床にかかる設備投資資金
人員増に伴う増床のための建物附属設備の資金として40,000千円(2022年9月期)を充当する予定であります。
- ③ 人材採用費及び人件費
既存事業の規模拡大のための企画運営等の人員及び管理体制強化のための管理人員の採用費及び人件費として66,328千円(2021年9月期:25,193千円、2022年9月期:41,135千円)を充当する予定であります。

なお、上記用途以外の残額については、将来における当事業の成長に寄与する支出、投資に充当する方針であります。当該内容について現時点で具現化している事項はなく、今後具体的な資金需要が発生し支払時期が決定するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

2020年9月14日に決定された引受価額(745.20円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格810円)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄:「92,400,000」を「97,200,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄:「92,400,000」を「97,200,000」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

(注) 3. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2.に記載した振替機関と同一であります。

4. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

5. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 3. 4. の全文削除及び 5. 6. 7. の番号変更

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1. (注)2.」を「810」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)2.」を「745.20」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)2.」を「1株につき810」に訂正。

「元引受契約の内容」の欄：「未定(注)3.」を「(注)3.」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。

3. 元引受契約の内容

各金融商品取引業者の引受株数 株式会社SBI証券 120,000株

引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき64.80円)の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と2020年9月14日に元引受契約を締結いたしました。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「23,100,000」を「24,300,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「23,100,000」を「24,300,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、株式会社SBI証券が行う売出しであります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2.に記載した振替機関と同一であります。

(注)5.の全文削除及び6.の番号変更

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1.」を「810」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)1.」を「1株につき810」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により2020年9月14日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である株式会社エアトリ（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2020年8月20日及び2020年9月3日開催の取締役会において、主幹事会社（株式会社SBI証券）を割当先とする当社普通株式30,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 30,000株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき620.50円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。（注）
(4)	払込期日	2020年10月20日（火）

（注） 割当価格は、2020年9月14日に決定された「第1 募集要項」における新株式発行の引受価額（745.20円）と同一であります。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から2020年10月13日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式数については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申し込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(2020年9月 第2回訂正分)

株式会社まぐまぐ

「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」及び「第四部 株式公開情報 第3 株主の状況」の記載の一部を訂正するため金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2020年9月9日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2020年8月20日付をもって提出した有価証券届出書及び2020年9月4日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」及び「第四部 株式公開情報 第3 株主の状況」の記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には___罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である株式会社エアトリ、当社株主である株式会社アットウェア、遠藤慎一、永平光一、株式会社ケーエルシー及び株式会社サケネットは、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目（2021年3月22日）までの期間、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。

(後略)

第四部 【株式公開情報】

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
	(省略)		
堀江 大輔 (注) 1、5	東京都世田谷区	6,000 (4,000)	0.24 (0.16)
遠藤 慎一 (注) 1	東京都世田谷区	4,000	0.16
瀧 佐喜登 (注) 5	東京都荒川区	4,000 (4,000)	0.16 (0.16)
	(省略)		

(注記省略)

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(2020年9月 第1回訂正分)

株式会社まぐまぐ

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2020年9月4日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2020年8月20日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集530,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し150,000株(引受人の買取引受による売出し120,000株・オーバーアロットメントによる売出し30,000株)の売出しの条件並びにその他この募集及び売出しに関し必要な事項を、2020年9月3日開催の取締役会において決議したため、これらに関連する事項並びに「第二部 企業情報 第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容」及び「第四部 株式公開情報 第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」の記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には___ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

< 欄外注記の訂正 >

(注) 2. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 上記とは別に、2020年8月20日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式30,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(注) 2. の全文削除及び3. 4. の番号変更

2 【募集の方法】

2020年9月14日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は2020年9月3日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(620.50円)以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。(略)

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額(円)」の欄：「355,895,000」を「328,865,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「発行価額の総額(円)」の欄：「355,895,000」を「328,865,000」に訂正。

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「192,602,000」を「187,726,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「192,602,000」を「187,726,000」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

(注) 3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

5. 仮条件(730円～810円)の平均価格(770円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は408,100,000円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

< 欄内の数値の訂正 >

「払込金額(円)」の欄：「未定(注)2.」を「620.50」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、730円以上810円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2020年9月14日に引受価額と同時に決定する予定であります。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の一部が類似する上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

需要の申込みの受けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(620.50円)及び2020年9月14日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

8. 引受価額が会社法上の払込金額(620.50円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4 【株式の引受け】

< 欄内記載の訂正 >

「引受株式数(株)」の欄の引受人の引受株式数：「未定」を「株式会社SBI証券432,300、みずほ証券株式会社26,000、SMB C日興証券株式会社26,000、東海東京証券株式会社13,000、エース証券株式会社6,500、岩井コスモ証券株式会社6,500、水戸証券株式会社6,500、岡三証券株式会社3,300、マネックス証券株式会社3,300、エイチ・エス証券株式会社3,300、極東証券株式会社3,300」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

(注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(2020年9月14日)に元引受契約を締結する予定であります。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。また、当該委託販売分とは別に株式会社SBI証券は、同社の引受株式数の一部について、株式会社SBIネオモバイル証券に販売を委託する予定です。株式会社SBIネオモバイル証券が販売を受託した当該株式を同社とその顧客との契約等に従って同社の顧客に販売する場合には、1株を申込株数単位として販売が行われる予定です。なお、当社の株主は、その有する1単元(100株)に満たない株式について、一定の権利以外の権利を行使することができません。その内容については、後記「第二部 企業情報 第6 提出会社の株式事務の概要」の(注)2をご参照下さい。

(注) 1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

< 欄内の数値の訂正 >

「払込金額の総額(円)」の欄：「385,204,000」を「375,452,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「380,204,000」を「370,452,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(730円～810円)の平均価格(770円)を基礎として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額**370,452**千円及び本第三者割当増資の手取概算額上限**21,252**千円については、システムにかかる設備投資資金及び人員増加に伴う本社増床にかかる内装設備等の設備投資資金、並びに人材採用費及び人件費に充当する予定であります。具体的な資金使途及び充当予定時期は以下のとおりであります。

① システムにかかる設備投資資金

設備投資資金の具体的な内容については、2020年4月にリリースしたライブ配信サービス「まぐまぐ！Live」の機能強化のための開発に関する外部委託費として24,000千円(2021年9月期：12,000千円、2022年9月期：12,000千円)、当社のメルマガ基幹システム刷新のための開発に関する費用として260,728千円(2021年9月期：88,000千円、2022年9月期：172,728千円)を充当する予定であります。

② 本社増床にかかる設備投資資金

人員増に伴う増床のための建物附属設備の資金として40,000千円(2022年9月期)を充当する予定であります。

③ 人材採用費及び人件費

既存事業の規模拡大のための企画運営等の人員及び管理体制強化のための管理人員の採用費及び人件費として66,328千円(2021年9月期：25,193千円、2022年9月期：41,135千円)を充当する予定であります。

なお、上記使途以外の残額については、将来における当事業の成長に寄与する支出、投資に充当する方針であります。当該内容について現時点で具現化している事項はなく、今後具体的な資金需要が発生し支払時期が決定するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「94,800,000」を「92,400,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「94,800,000」を「92,400,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) 3. 売出価額の総額は、仮条件(730円～810円)の平均価格(770円)で算出した見込額であります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 2.に記載した振替機関と同一であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「23,700,000」を「23,100,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「23,700,000」を「23,100,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) 5. 売出価額の総額は、仮条件(730円～810円)の平均価格(770円)で算出した見込額であります。

6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 2.に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である株式会社エアトリ（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2020年8月20日及び2020年9月3日開催の取締役会において、主幹事会社（株式会社SBI証券）を割当先とする当社普通株式30,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 30,000株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき620.50円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。（注）
(4)	払込期日	2020年10月20日（火）

（注） 割当価格は、2020年9月14日に決定される予定の「第1 募集要項」における新株式発行の引受価額と同一にする予定であります。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から2020年10月13日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式数については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申し込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（注）1. の全文及び2. の番号削除

第二部 【企業情報】

第2 【事業の状況】

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

（前略）

③ 財政状態およびキャッシュ・フローの分析

財政状態の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ② 財政状態の状況」に記載のとおりであります。また、キャッシュ・フローの分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ③ キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

（後略）

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
				(省略)					
2018年5月31日	白石 岳	京都府京都市山科区	特別利害関係者(大株主上位10名)	㈱エボラブルアジア(現㈱エアトリ)代表取締役社長吉村 英毅	東京都港区愛宕2丁目5番1号	特別利害関係者(大株主上位10名)	1,473	29,460,000 (20,000) (注) 5	当事者間の事由による
				(省略)					

(前略)

- (注) 5. ㈱エボラブルアジア(現㈱エアトリ)による当社子会社化に伴い、純資産価額法とDCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)での評価結果の平均値に基づき算出した株価を参考として、**移動前所有者の売却意向の程度を勘案しながら、当事者間で協議の上決定した価格であります。**
6. 移動価格は、㈱エボラブルアジア(現㈱エアトリ)の子会社清算に伴う簿価での取引によるものであります。
- (後略)

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

2020年8月



株式会社まぐまぐ

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式355,895千円(見込額)の募集及び株式94,800千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式23,700千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2020年8月20日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社まぐまぐ

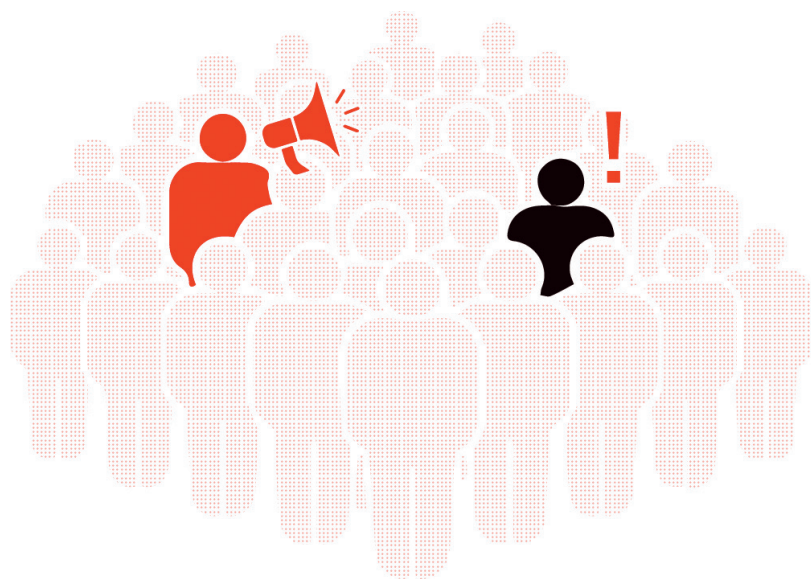
東京都品川区西五反田三丁目12番14号
西五反田プレイス8階

本ページ及びこれに続く写真・図等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1 ビジョン

伝えたいことを、知りたい人に。

まぐまぐはユーザーひとりひとりにとって価値のある最適なコンテンツを継続的に届けることを使命としております。

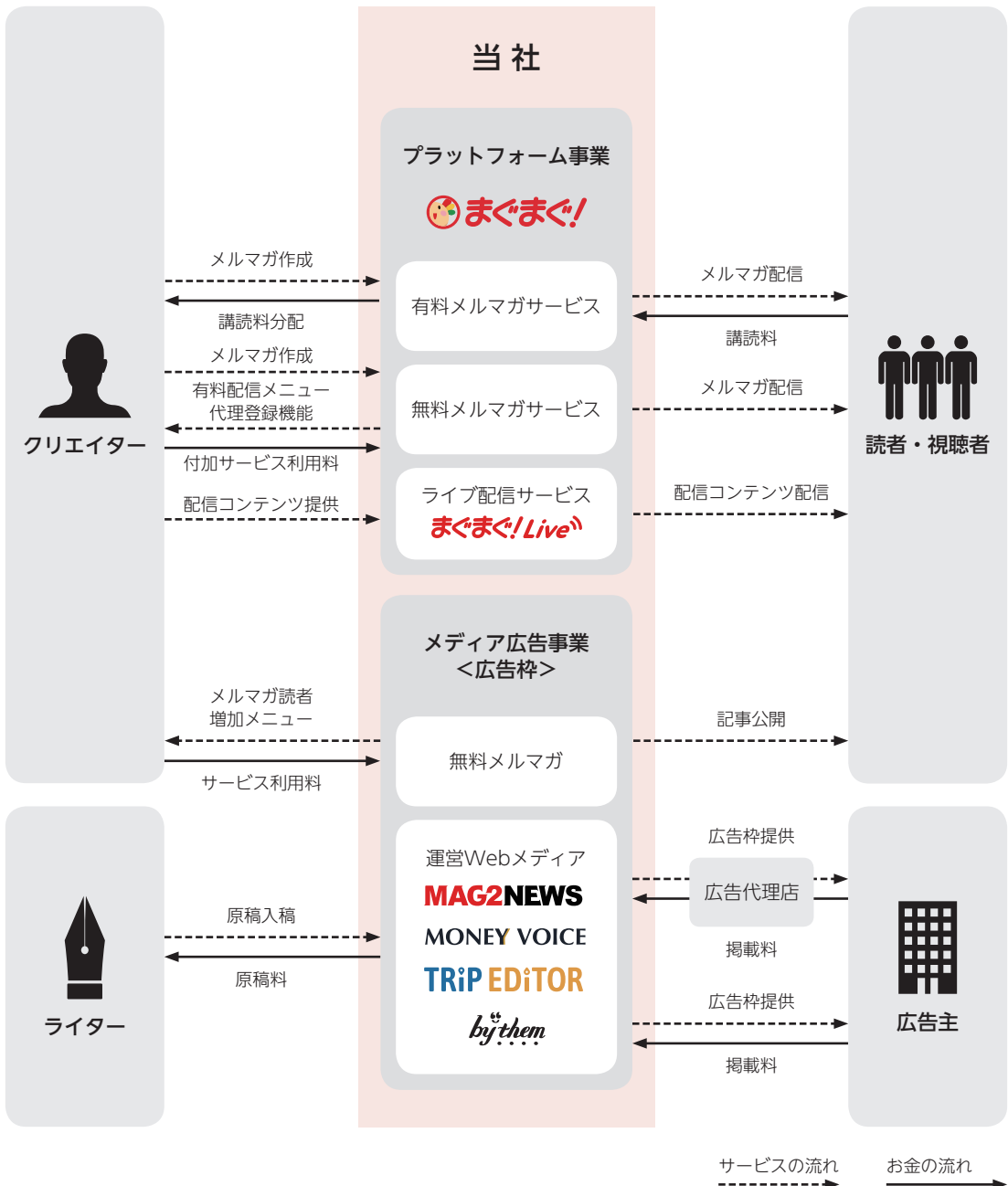


当社は、人によっては価値を感じられない情報でも、世界の誰かにとっては大切な情報がまだ眠っていると考えており、大切な情報を伝えたいと考える人の思いを掘り起こし、知りたいと考える人に素早く・確実につなげるプラットフォームの運営を目指しています。

2 事業内容

当社は、メールマガジン配信プラットフォームを中心とした「プラットフォーム事業」および4つのメディアアMAG2 NEWS（まぐまぐニュース）・MONEY VOICE（マネーボイス）・TRIP EDITOR（トリップエディター）・by them（バイゼム）から構成される「メディア広告事業」を主に展開しています。

事業系統図



プラットフォーム事業

プラットフォーム事業は創業以来の中核事業であり、メールマガジンを中心としたコンテンツ配信プラットフォーム「まぐまぐ！」および記事販売プラットフォーム「mine」が属しております。特に「まぐまぐ！」は1999年からメールマガジン配信業者として20年以上に渡り安定的にメールマガジンが配信できる仕組みを提供し続けております。

発行されているメルマガ数と会員数



メルマガ発行総数

約 **6,500** 誌



会員数

約 **750万** 人

※2020年7月末現在



プラットフォーム事業の主要なサービスの特徴

サービス名	サービス内容	主な特徴
	有料メルマガサービス	有料メルマガの発行を希望するクリエイターが、「まぐまぐ！」のプラットフォームを利用することで有料のメルマガの配信を行うことができるサービスです。有料メルマガは毎月継続的に購読料を支払うことで購読するモデルとなっています。
	無料メルマガサービス	「まぐまぐ！」のプラットフォームを利用して、無料メルマガの発行を行うクリエイターに対して付加サービス(有料配信メニュー、代理登録機能)を提供することでサービス課金収益をあげる事業です。
	ライブ配信サービス	スマートフォンアプリやWebブラウザ上で映像や音声をリアルタイムに配信できるサービスです。メルマガサービス「まぐまぐ！」のクリエイターは「まぐまぐ! Live」を通じて、視聴者へリアルタイムに情報を届けることができます。
	記事単位購読サービス	クリエイターが書きたかったこと、どうしても伝えたいメッセージ等を最小単位の「作品」に仕上げ、読者にいち早く届けるサービスです。定期的継続課金ではなく、購読を希望する記事単位で購入することで読むことができます。

メディア広告事業

Webメディアの「MAG2 NEWS」・「MONEY VOICE」・「TRIP EDITOR」・「by them」の運営および「Webメディアコンテンツ」・「メルマガコンテンツ」の広告枠販売サービスが属しております。「伝えたいことを、知りたい人に。」というビジョン実現のための表現方法の拡充、メルマガコンテンツの有効利用を目的として、2014年に「MAG2 NEWS」を立ち上げたことを皮切りとして、現在で4つのWebメディアを運営しております。

本事業は当社が運営しているWebメディア・オフィシャルメルマガに対して設置している広告枠を利用し、広告サービスを顧客企業へ提供をすることで、当該顧客企業から支払われる掲載料を広告収入として得ております。

■ 運営Webメディアの特徴

MAG2NEWS



「まぐまぐ！」から発行されるメルマガを編集し、ニュース記事としてWebで紹介する総合ニュースメディア。政治・経済・ビジネス・芸能・科学などの各分野の専門家による記事を提供し、様々な分野のコンテンツを掲載。

MONEY VOICE



「まぐまぐ！」のマネー系メルマガからピックアップした情報や書き下ろしの記事を織り交ぜた金融系メディア。経済・金融ニュースを中心に株式・為替・不動産など投資の初中級者に向けた総合金融情報サイト。

TRIP EDITOR



「旅も人生も、もっと楽しく編集できる」をキャッチフレーズとして、35歳以上のビジネスパーソンをメインターゲットに「旅をすること、いきること」の新たな魅力を再提案する旅行メディア。

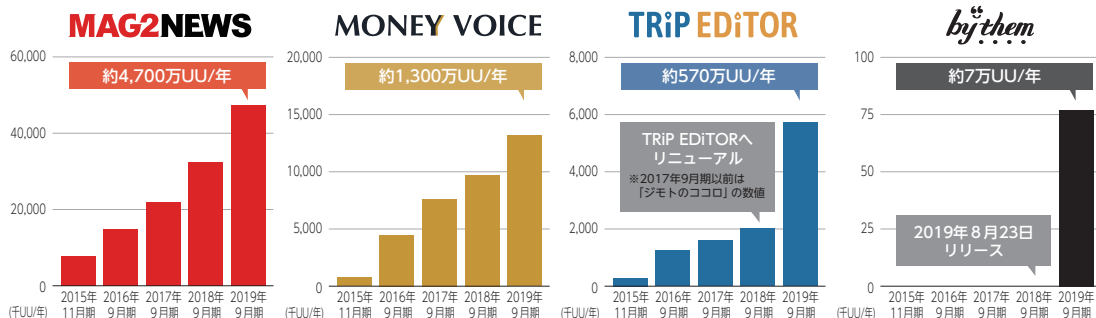
by them



恋をはじめとする人間関係に悩む人々が一歩前へ進む手助けを行う、多様性を持つ恋愛メディア。性別・人種・考え方を問わず普遍的な悩みである「恋愛」の悩みを多角的な視点で紹介。

■ 各メディアの年間UUの推移

UU（ユニークユーザー）は集計期間内に訪問したアクセス者の数。



■ メルマガコンテンツ

無料メルマガ約5,500誌（2020年7月末現在）に対して広告枠を設定し、顧客企業に提供することで広告収入を得ております。

また、メルマガ読者の増加獲得を希望する無料メルマガクリエイターを対象として、本広告枠を活用することで当該無料メルマガの魅力を訴求し、読者獲得をサポートする「メルマガ読者増加メニュー」サービスも展開しており、一定の課金収益を得ております。

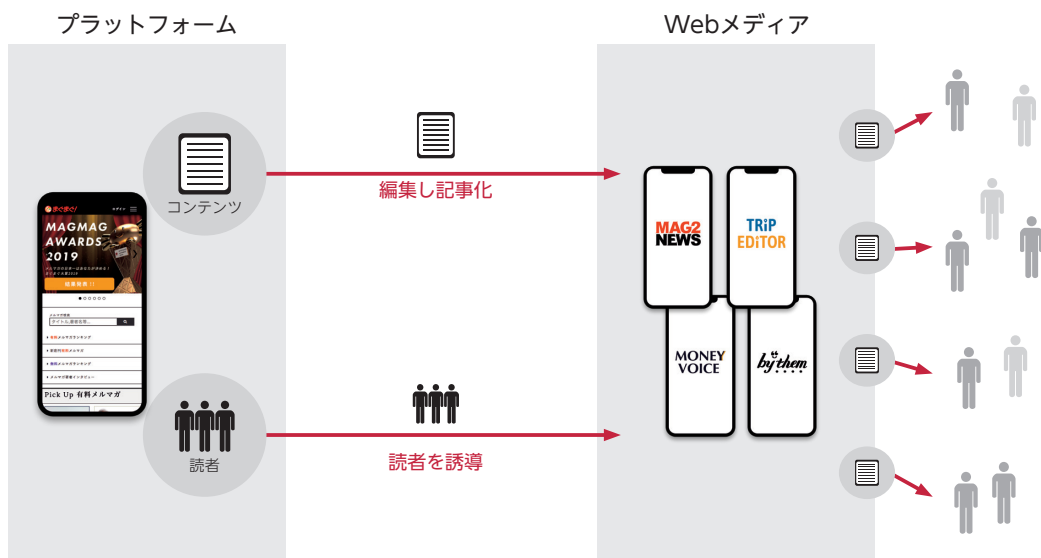
その他事業の紹介

その他事業においては、イベント企画等が属しております。イベント企画はクリエイターの活動の支援と促進を目的としています。クリエイターの活動を支援し、活性化のサポートをすることで、メルマガクリエイターの知名度と信頼性を向上させ、ブランディングに貢献しております。



3 事業上の強み

プラットフォームの資産であるメルマガ読者およびコンテンツをWebメディアで活用

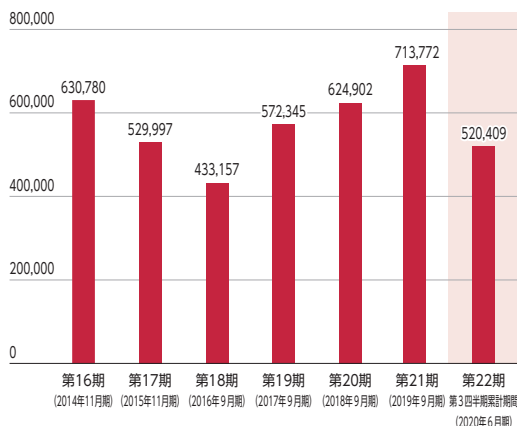


プラットフォームのユーザーの入り口としてWebメディアを活用



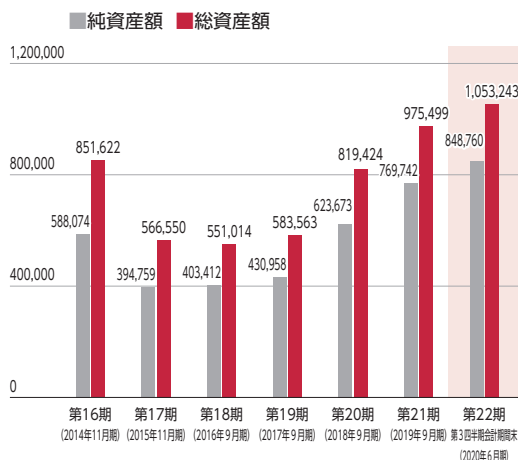
売上高

(単位：千円)



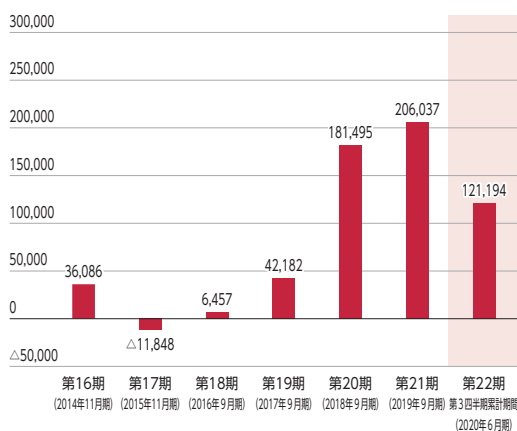
純資産額／総資産額

(単位：千円)



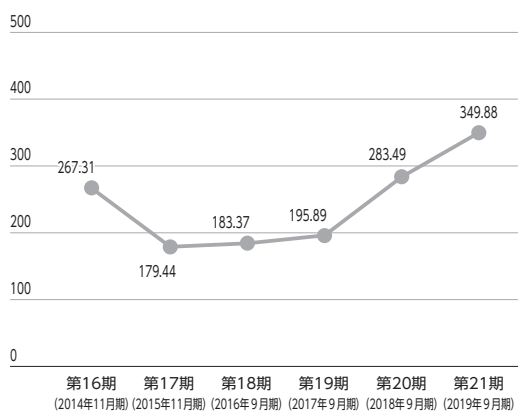
経常利益又は経常損失 (△)

(単位：千円)



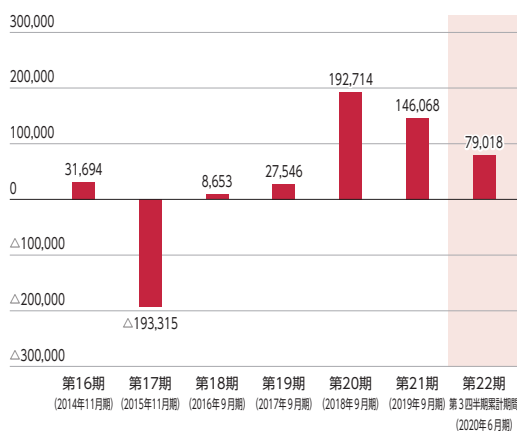
1株当たり純資産額

(単位：円)



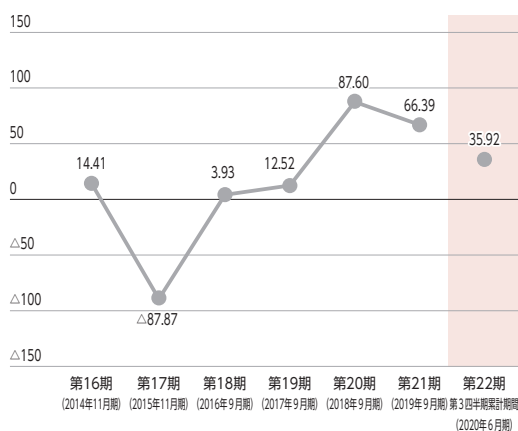
当期 (四半期) 純利益又は当期純損失 (△)

(単位：千円)



1株当たり当期 (四半期) 純利益金額又は当期純損失金額 (△)

(単位：円)



(注) 1. 第18期は、決算期変更により2015年12月1日から2016年9月30日までの10ヶ月間となっております。

2. 当社は、2020年6月17日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、上記「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期 (四半期) 純利益金額又は当期純損失金額 (△)」を算定しております。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	6
第2 【売出要項】	7
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	7
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	8
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	9
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	9
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	10
第二部 【企業情報】	12
第1 【企業の概況】	12
1 【主要な経営指標等の推移】	12
2 【沿革】	14
3 【事業の内容】	15
4 【関係会社の状況】	20
5 【従業員の状況】	20
第2 【事業の状況】	21
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	21
2 【事業等のリスク】	23
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	29
4 【経営上の重要な契約等】	36
5 【研究開発活動】	36
第3 【設備の状況】	37
1 【設備投資等の概要】	37
2 【主要な設備の状況】	37
3 【設備の新設、除却等の計画】	37

第4	【提出会社の状況】	38
1	【株式等の状況】	38
2	【自己株式の取得等の状況】	46
3	【配当政策】	46
4	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	47
第5	【経理の状況】	58
1	【財務諸表等】	59
第6	【提出会社の株式事務の概要】	97
第7	【提出会社の参考情報】	98
1	【提出会社の親会社等の情報】	98
2	【その他の参考情報】	98
第四部	【株式公開情報】	99
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	99
第2	【第三者割当等の概況】	101
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	101
2	【取得者の概況】	102
3	【取得者の株式等の移動状況】	102
第3	【株主の状況】	103
	監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年8月20日
【会社名】	株式会社まぐまぐ
【英訳名】	Magmag, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松田 誉史
【本店の所在の場所】	東京都品川区西五反田三丁目12番14号 西五反田プレイス 8階
【電話番号】	03-5719-5703
【事務連絡者氏名】	取締役CSO 山川 英治
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田三丁目12番14号 西五反田プレイス 8階
【電話番号】	03-5719-5703
【事務連絡者氏名】	取締役CSO 山川 英治
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 355,895,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 94,800,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 23,700,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	530,000 (注)2.	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 2020年8月20日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、2020年9月3日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
4. 上記とは別に、2020年8月20日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式30,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

2020年9月14日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は2020年9月3日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	530,000	355,895,000	192,602,000
計(総発行株式)	530,000	355,895,000	192,602,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2020年8月20日開催の取締役会決議に基づき、2020年9月14日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(790円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は418,700,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行 価格 (円)	引受 価額 (円)	払込 金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 2020年9月15日(火) 至 2020年9月18日(金)	未定 (注) 4.	2020年9月23日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2020年9月3日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2020年9月14日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2020年9月3日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2020年9月14日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であり、2020年8月20日開催の取締役会において、2020年9月14日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする事及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2020年9月24日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに先立ち、2020年9月7日から2020年9月11日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、各社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 渋谷明治通支店	東京都渋谷区渋谷一丁目15番21号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2020年9月23日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
水戸証券株式会社	東京都中央区日本橋二丁目3番10号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
エイチ・エス証券株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号		
計	—	530,000	—

- (注) 1. 引受株式数は、2020年9月3日開催予定の取締役会において決定される予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(2020年9月14日)に元引受契約を締結する予定であります。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。また、当該委託販売分とは別に株式会社SBI証券は、同社の引受株式数の一部について、株式会社SBIネオモバイル証券に販売を委託する予定です。株式会社SBIネオモバイル証券が販売を受託した当該株式を同社とその顧客との契約等に従って同社の顧客に販売する場合には、1株を申込株数単位として販売が行われる予定です。なお、当社の株主は、その有する1単元(100株)に満たない株式について、一定の権利以外の権利を行使することができません。その内容については、後記「第二部 企業情報 第6 提出会社の株式事務の概要」の(注)2をご参照下さい。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
385,204,000	5,000,000	380,204,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(790円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額380,204千円及び本第三者割当増資の手取概算額上限21,804千円については、システムにかかる設備投資資金及び人員増加に伴う本社増床にかかる内装設備等の設備投資資金、並びに人材採用費及び人件費に充当する予定であります。具体的な資金使途及び充当予定時期は以下のとおりであります。

① システムにかかる設備投資資金

設備投資資金の具体的な内容については、2020年4月にリリースしたライブ配信サービス「まぐまぐ! Live」の機能強化のための開発に関する外部委託費として24,000千円(2021年9月期:12,000千円、2022年9月期:12,000千円)、当社のメルマガ基幹システム刷新のための開発に関する費用として260,728千円(2021年9月期:88,000千円、2022年9月期:172,728千円)を充当する予定であります。

② 本社増床にかかる設備投資資金

人員増に伴う増床のための建物附属設備の資金として40,000千円(2022年9月期)を充当する予定であります。

③ 人材採用費及び人件費

既存事業の規模拡大のための企画運営等の人員及び管理体制強化のための管理人員の採用費及び人件費として66,328千円(2021年9月期:25,193千円、2022年9月期:41,135千円)を充当する予定であります。

なお、上記使途以外の残額については、将来における当事業の成長に寄与する支出、投資に充当する方針であります。当該内容について現時点で具現化している事項はなく、今後具体的な資金需要が発生し支払時期が決定するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

2020年9月14日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	120,000	94,800,000	東京都港区愛宕2丁目5番1号 株式会社エアトリ 120,000株
計(総売出株式)	—	120,000	94,800,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(790円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付 場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 2020年 9月 15日(火) 至 2020年 9月 18日(金)	100	未定 (注) 2.	引受人の本店及び 営業所	東京都港区六本木一 丁目6番1号 株式会社SBI証券	未定 (注) 3.

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
3. 引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2020年9月14日)に決定する予定であります。
- なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	30,000	23,700,000	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 30,000株
計(総売出株式)	—	30,000	23,700,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は2020年8月20日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式30,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、株式会社SBI証券は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(790円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込 株数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注)1.	自 2020年9月 15日(火) 至 2020年9月 18日(金)	100	未定 (注)1.	株式会社SBI証券 の本店及び営業所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. 株式会社SBI証券の販売方針は、「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所 JASDAQ(スタンダード)への上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、株式会社SBI証券を主幹事会社として、東京証券取引所 JASDAQ(スタンダード)への上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である株式会社エアトリ(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2020年8月20日開催の取締役会において、主幹事会社(株式会社SBI証券)を割当先とする当社普通株式30,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 30,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定(注)1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注)2.
(4)	払込期日	2020年10月20日(火)

(注) 1. 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、2020年9月3日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額(会社法上の払込金額)と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、2020年9月14日に決定される予定の「第1 募集要項」における新株式発行の引受価額と同一にする予定であります。

また、主幹事会社は、上場(売買開始)日から2020年10月13日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式数については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申し込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である株式会社エアトリ、当社株主である株式会社アットウェア、大森慎一、永平光一、株式会社ケーエルシー及び株式会社サケネットは、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目（2021年3月22日）までの期間、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社の株主である小森良介は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目（2020年12月22日）までの期間、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等を行わない旨を合意しております。

加えて、当社の役員かつ新株予約権者である松田誉史、浅尾直樹、山川英治及び市東聡は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目（2021年3月22日）までの期間、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した株式の売却等を行わない旨を合意しております。

さらに、当社は主幹事証券に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目（2021年3月22日）までの期間、主幹事証券の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	2014年11月	2015年11月	2016年9月	2017年9月	2018年9月	2019年9月
売上高 (千円)	630,780	529,997	433,157	572,345	624,902	713,772
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	36,086	△11,848	6,457	42,182	181,495	206,037
当期純利益 又は当期純損失(△) (千円)	31,694	△193,315	8,653	27,546	192,714	146,068
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000
純資産額 (千円)	588,074	394,759	403,412	430,958	623,673	769,742
総資産額 (千円)	851,622	566,550	551,014	583,563	819,424	975,499
1株当たり純資産額 (円)	5,346.13	3,588.72	3,667.38	3,917.81	283.49	349.88
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額(△) (円)	335.32	△1,757.41	78.66	250.42	87.60	66.39
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	69.05	69.68	73.21	73.85	76.11	78.91
自己資本利益率 (%)	7.09	—	2.17	6.60	36.55	20.97
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	301,979	217,371
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	△18,100	△45,511
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	—	—	580,532	752,392
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	20 〔2〕	18 〔2〕	24 〔6〕	21 〔5〕	24 〔5〕	31 〔3〕

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額および配当性向については、当社は配当を実施しておりませんので記載しておりません。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。
6. 第17期の自己資本利益率については、当期純損失であるため、記載しておりません。
7. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

8. 2016年6月30日開催の第18期臨時株主総会決議により、決算期を11月30日から9月30日に変更しました。従いまして、第18期は2015年12月1日から2016年9月30日の10ヶ月間となっております。
9. 主要な経営指標等のうち、第16期から第19期については会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
10. 第20期および第21期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、三優監査法人により監査を受けております。
11. 第16期、第17期、第18期および第19期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
12. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。
13. 当社は、2020年6月17日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
14. 2020年6月17日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。
 そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	2014年11月	2015年11月	2016年9月	2017年9月	2018年9月	2019年9月
1株当たり純資産額 (円)	267.31	179.44	183.37	195.89	283.49	349.88
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額(△) (円)	14.41	△87.87	3.93	12.52	87.60	66.39
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

当社のメールマガジン配信サービス「まぐまぐ!」は、創業者の大川弘一氏により、1997年1月に株式会社ユナイテッドデジタル(本社：京都府京都市下京区)の一事業として開始されました。その後については以下のとおりであります。

年月	概要
1999年1月	メールマガジン配信サービス「まぐまぐ」(現「まぐまぐ!」)運営を事業目的として京都府京都市下京区にて資本金1,000万円で当社を設立
1999年12月	「まぐまぐ」(現「まぐまぐ!」)の広告販売開始
2000年5月	経営基盤の強化を目的として第三者割当増資を実施(資本金3億1,000万円)
2000年7月	東京オフィス開設
2004年7月	経営基盤の強化を目的として第三者割当増資を実施(資本金3億3,312万5千円)
2004年9月	経営基盤の強化を目的として第三者割当増資を実施(資本金4億250万円)
2004年11月	東京オフィスを東京都渋谷区桜丘へ移転
2006年9月	プライバシーマークの付与認定
2008年2月	本社を京都府京都市下京区から東京都渋谷区へ移転
2014年3月	ニューホライズン キャピタル株式会社が運営するニューホライズン2号投資事業有限責任組合への第三者割当増資を実施
2014年12月	総合ニュースWebメディア「MAG2 NEWS」サービス開始
2015年3月	金融Webメディア「MONEY VOICE」サービス開始
2015年6月	地域情報Webメディア「ジモトのココロ」サービス開始
2016年9月	記事販売プラットフォーム「mine」サービス開始
2017年9月	本社を東京都渋谷区から東京都品川区へ移転
2017年9月	ニューホライズン2号投資事業有限責任組合からの株式譲渡により、筆頭株主が株式会社エボラブルアジア(現 株式会社エアトリ)に異動
2018年3月	「ジモトのココロ」をリニューアルし、旅行Webメディア「TRiP EDiTOR(トリップエディター)」サービス開始
2019年8月	恋愛Webメディア「by them」サービス開始
2020年4月	ライブ配信機能「まぐまぐ! Live」サービス開始

3 【事業の内容】

当社は、「伝えたいことを、知りたい人に。」というビジョンのもと、ユーザーひとりひとりにとって価値のある最適なコンテンツを継続的に届けることを使命としております。当社は、人によっては価値を感じられない情報でも、世界の誰かにとっては大切な情報がまだ眠っていると考えており、大切な情報を伝えたいと考える人の思いを掘り起こし、知りたいと考える人に素早く・確実につなげるプラットフォームの運営を目指しております。

具体的な事業展開としては、メールマガジン配信プラットフォームを中心とした「プラットフォーム事業」、4つのメディアMAG2 NEWS(まぐまぐニュース)・MONEY VOICE(マネーボイス)・TriP EDiTOR(トリップエディター)・by them(バイゼム)から構成される「メディア広告事業」およびイベント企画運営する「その他事業」を展開しております。

(1) プラットフォーム事業

当社の創業以来の中核事業であり、メールマガジンを中心としたテキストコンテンツ配信プラットフォーム「まぐまぐ！」および記事販売プラットフォーム「mine」が属しております。特に「まぐまぐ！」は1999年からメールマガジン配信業者として20年以上に渡り安定的にメールマガジン(以下「メルマガ」)が配信できる仕組みを提供し続けております。2020年7月末現在でメルマガ発行総数は約6,500誌(有料メルマガ約1,000誌・無料メルマガ約5,500誌)・メルマガ会員約750万人の発行総数と会員数を有しております。

当社のプラットフォーム事業の主要なサービスの内容は以下のとおりであります。

① 有料メルマガサービス

有料メルマガサービスは、有料メルマガの発行を希望するクリエイターが、「まぐまぐ！」のプラットフォームを利用することで有料のメルマガの配信を行うことができるサービスであります。

クリエイターは定期的にメルマガの執筆・発行を行い、当該クリエイターの有料メルマガセールページに訪れた読者がメルマガを購読すると、メルマガ購読のサービス対価として毎月継続的に購読料が課金されることとなります。当該購読料をクリエイターと当社で分配することで、当社は収益を得ております。

当社はプラットフォームとして、メルマガの販売支援やクリエイターの活動の支援、クリエイター同士の交流支援等を実施しております。また、クリエイターは当社「まぐまぐ！」のプラットフォームを利用するにあたり、インシャルコストがかかることはなく、ランニングコスト(年会費、決済手数料、システム運営費、回線使用料、人件費など)も当社で全て負担することから、クリエイターがメルマガ発行にあたりコストを負担することはありません。他にも、当社が運営するWebメディアに記事を掲載することにより有料メルマガへの送客が可能となるなど、読者増加のために当社が構築したサポート体制を利用することができます。

以上のことから、クリエイターの活動の中でより効果的かつ効率的に届けたい情報の配信が可能となります。

当社のメルマガサービスは、毎日平均約1,000万通のメール送信を10年以上実施しており、大量配信を安定かつ継続的に行っております。また、クリエイターへのサポートを行うノウハウが蓄積されていること等から、新たなクリエイターにとって参入障壁が比較的安く、年々順調にクリエイター数を拡大してまいりました。有料メルマガの発行数も2020年7月末現在で約1,000誌となり、当社の基幹サービスに成長しております。

② 無料メルマガサービス

「まぐまぐ！」のプラットフォームを利用して、無料メルマガの発行を行うクリエイターに対して付加サービスを提供することでサービス課金収益をあげる事業であります。具体的には以下のサービスによって構成されております。

有料配信メニュー：当社は無料メルマガの配信にあたっては、通常、「まぐまぐからのお知らせ」等の広告を挿入し運営しております。しかし、無料メルマガの発行者が「有料配信メニュー」サービスを利用する場合は、当社は発行者から付加サービス利用料を得る代わりに、メルマガへの広告挿入を停止します。そのため、「非営利団体」や「官公庁」等の発行者にとっては、広告の入らないメルマガを読者へ届けることができます。

代理登録機能 : クリエイターが講演会などで自身のメルマガを紹介した場合等に、メルマガの読者登録をすることについて、クリエイターが明示的な承諾を受けて収集したメールアドレスを承諾者に代わって読者登録するサービスです。

③ ライブ配信サービス

ライブ配信サービス「まぐまぐ！ Live」は、テレビの生中継のようにスマートフォンアプリやWebブラウザ上で映像や音声をリアルタイムに配信できるサービスであります。メルマガサービス「まぐまぐ！」のクリエイターは「まぐまぐ！ Live」を通じて、視聴者へリアルタイムに情報を届けることができ、また視聴者はLive配信中にコメント機能等を活用し、クリエイターとコミュニケーションを取ることが可能となっております。クリエイターは「まぐまぐ！ Live」アプリをダウンロードし、ログインすることで、スマートフォンでの撮影とライブ配信が可能となります。また、視聴者はWebブラウザや「まぐまぐ！ Live」アプリを通じ、配信中のライブの視聴やクリエイターとコミュニケーションを取ることができます。クリエイターが「まぐまぐ！ Live」サービスを利用するにあたっては、定期的なライブ配信を必要とせず、クリエイターが伝えたい情報を伝えたいタイミングで自由に発信することができる仕様となっております。

④ mine

様々な分野のクリエイターが「記事単位の作品」を届けられるコンテンツプラットフォームであります。クリエイターが書きたかったこと、勢いで書いてみたこと、書かなければいけなかったこと等、どうしても伝えたいメッセージを最小単位の「作品」に仕上げ、読者にいち早く届けるサービスであります。

有料メルマガと比較して、読者側では定期継続課金ではなく、購読を希望する記事単位で購入するサービスとなっております。またクリエイター側では、定期的な発行を必要としないという特徴を持っております。

(2) メディア広告事業

メディア広告事業はWebメディアの「MAG2 NEWS」・「MONEY VOICE」・「TRiP EDITOR」・「by them」の運営および「Webメディアコンテンツ」・「メルマガコンテンツ」の広告枠販売サービスが属しております。「伝えたいことを、知りたい人に。」というビジョン実現のための表現方法の拡充、メルマガコンテンツの有効利用を目的として、2014年に「MAG2 NEWS」を立ち上げたことを皮切りとして、現在で4つのWebメディアを運営しております。

本事業は当社が運営しているWebメディア・オフィシャルメルマガ(注1)に対して設置している広告枠を利用し、広告サービスを顧客企業へ提供をすることで、当該顧客企業から支払われる掲載料を広告収入として得ております。具体的には純広告(注2)・アフィリエイト広告(注3)・アドネットワーク広告(注4)によって広告収入を得ております。

メディア広告事業が関連するインターネット広告市場につきましては、以下のように公表されております。

「わが国の2019年の総広告費、6兆9,381億円のうち、「インターネット広告費」は、全体の30.3%、2兆1,048億円(前年比119.7%)を占めています。そこから「インターネット広告制作費」および「物販系ECプラットフォーム広告費」を除いた「インターネット広告媒体費」は、1兆6,630億円(前年比114.8%)となっており、成長を続けています。」(※1)

広告媒体別構成比で分析するとインターネット広告費が広告市場全体に占める割合が30.3%となり、これは旧来型のメディアである新聞・雑誌・ラジオを合計した10.8%(それぞれ6.6%・2.4%・1.8%)を大きく上回り、そして2018年度まで最も高いシェアを占めていた地上波テレビの割合の25.0%を超える規模に成長しており、広告市場全体における重要性も年々増していると分析しております。(※2)

インターネット広告媒体費総額の推移(予測)

(単位: 億円)

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度予測
インターネット 広告媒体費	8,425	9,194	10,378	12,206	14,480	16,630	18,459

出典: 広告費データは、株式会社電通『2019年 日本の広告費』および株式会社D2C、株式会社サイバー・コミュニケーションズ、株式会社電通、株式会社電通デジタル『2019年 日本の広告費 インターネット広告媒体費 詳細分析』より引用

上記データよりインターネット広告市場は、今後も継続的な成長が見込まれる市場であり、メルマガコンテンツとのシナジー効果を生む重要な事業であると位置づけております。当社の大きな資産であるメルマガコンテンツを利用、かつプラットフォーム事業で長年培った資産(人・情報)を活用することで、現在では本事業をスタートした第17期と比較して7倍の年間UU(注5)を獲得する等、継続的に成長しております(第17期年間UU/8,756千UU→第21期年間UU/66,412千UU)。

- ※1 株式会社D2C、株式会社サイバー・コミュニケーションズ、株式会社電通、株式会社電通デジタル『2019年日本の広告費 インターネット広告媒体費 詳細分析』より引用
- ※2 広告費データは、株式会社電通『2019年 日本の広告費』および株式会社D2C、株式会社サイバー・コミュニケーションズ、株式会社電通、株式会社電通デジタル『2019年 日本の広告費 インターネット広告媒体費 詳細分析』より引用

① 運営Webメディアコンテンツ

2020年7月末時点で4つのWebメディアコンテンツを運営しております。各メディアジャンルに特化した情報(ニュース・金融・旅行・恋愛記事)をインターネットを通じて提供しております。運営メディアは下記のメディアとなります。

- ・MAG2 NEWS(まぐまぐニュース) アクセスデータ 年間 47,439千UU(第21期末時点)

「まぐまぐ!」から発行されるメルマガを編集して、ニュース記事としてWebで紹介する総合ニュースメディアであります。政治・経済・ビジネス・芸能・科学などの各分野の専門家による記事を提供し、様々な分野のコンテンツを掲載しております。

- ・MONEY VOICE(マネーボイス) アクセスデータ 年間 13,176千UU(第21期末時点)

MAG2 NEWSと同様にメルマガプラットフォーム「まぐまぐ!」のマネー系メルマガからピックアップした情報のニュース記事ならびに書き下ろしのオリジナル記事を織り交ぜ紹介する、金融系Webマガジン(Webサイト)であります。最新の経済・金融ニュースの解説を中心に株式・為替・債券・先物・不動産など投資家に役立つ情報をお届けし、投資の初中級者に向けた総合金融情報サイトとして運営をしております。

- ・TRiP EDiTOR(トリップエディター) アクセスデータ 年間 5,720千UU(第21期末時点)

「旅も人生も、もっと楽しく編集できる」をキャッチフレーズとして、メルマガ「まぐまぐ!」で活躍する知識豊富なクリエイターたちが35歳以上のビジネスパーソンをメインターゲットに「旅をすること、いきること」の新たな魅力を再提案する旅行メディアとして運営をしております。

- ・by them(バイゼム) アクセスデータ 年間 77千UU(第21期末時点)

これまでのWebメディア運営のノウハウを活かし、新たに「恋愛」をテーマとしたメディアとして2019年8月に運営開始しております。性別・人種・考え方を問わず普遍的な悩みである「恋愛」の悩みに、メルマガ「まぐまぐ!」で活躍するクリエイターたちが多角的な視点で答えていくメディアであります。個人の多様性を受け入れ、女性のみならず元来のターゲット層である35歳以上の男性を含む幅広いユーザー層をターゲットとしております。恋をはじめとする人間関係に悩む人々が一歩前へ進む手助けを行う、ポジティブで多様性を持つ恋愛メディアとして運営をしております。

○当社が運営する各メディアの年間のUUの推移は以下のとおりであります。

(単位：千UU)

	MAG2 NEWS	MONEY VOICE	ジモトのココロ	TRiP EDiTOR	by them	合計
第17期	7,722	747	286	—	—	8,756
第18期	14,809	4,497	1,250	—	—	20,557
第19期	21,921	7,635	1,590	—	—	31,146
第20期	32,399	9,729	911	2,014	—	45,053
第21期	47,439	13,176	—	5,720	77	66,412

(注) 第18期は決算期変更の影響で10ヶ月分のUUが集計されております。第20期中(2018年3月)に「ジモトのココロ」を「TRiP EDiTOR」にリニューアルしております。第21期中(2019年8月)に「by them」をリリースしております。

② メルマガコンテンツ

当社は1999年からメルマガ配信のプラットフォームの事業に取り組んでおります。その結果として2020年7月末現在約6,500誌(有料メルマガが約1,000誌・無料メルマガが約5,500誌)のメルマガが発行され、登録した読者に向けて届けられております。そのうち無料メルマガ約5,500誌に対して広告枠を設定し、顧客企業に提供することで広告収入を得ております。

また、メルマガ読者の増加獲得を希望する無料メルマガクリエイターを対象として、本広告枠を活用することで当該無料メルマガの魅力を訴求し、読者獲得をサポートする「メルマガ読者増加メニュー」サービスも展開しており、一定の課金収益を得ております。

(3) その他事業

その他事業においては、イベント企画等が属しております。イベント企画は有料メルマガのクリエイターの活動の支援と促進を目的としています。当社がメルマガクリエイターの活動を支援し、活性化のサポートをすることで、メルマガクリエイターの知名度と信頼性を向上させ、ブランディングに貢献しております。第21期中は、有料メルマガの人気クリエイターを講師に迎えた講演会・イベント等を15件開催し、それぞれの有料メルマガ読者とクリエイターのコミュニケーションの機会を創出いたしました。

(説明事項)

(注1) オフィシャルメルマガ

当社プラットフォームで無料メルマガを登録中の読者に対し、まぐまぐ!のWebメディア更新情報や各種新着情報を配信する公式メルマガサービス。

(注2) 純広告

当社Webメディアやメルマガの広告枠を、広告主が買い取り形式で購入する広告。

(注3) アフィリエイト広告

当社Webメディアやメルマガに掲載された広告の獲得成果に応じて成果報酬が発生する広告。

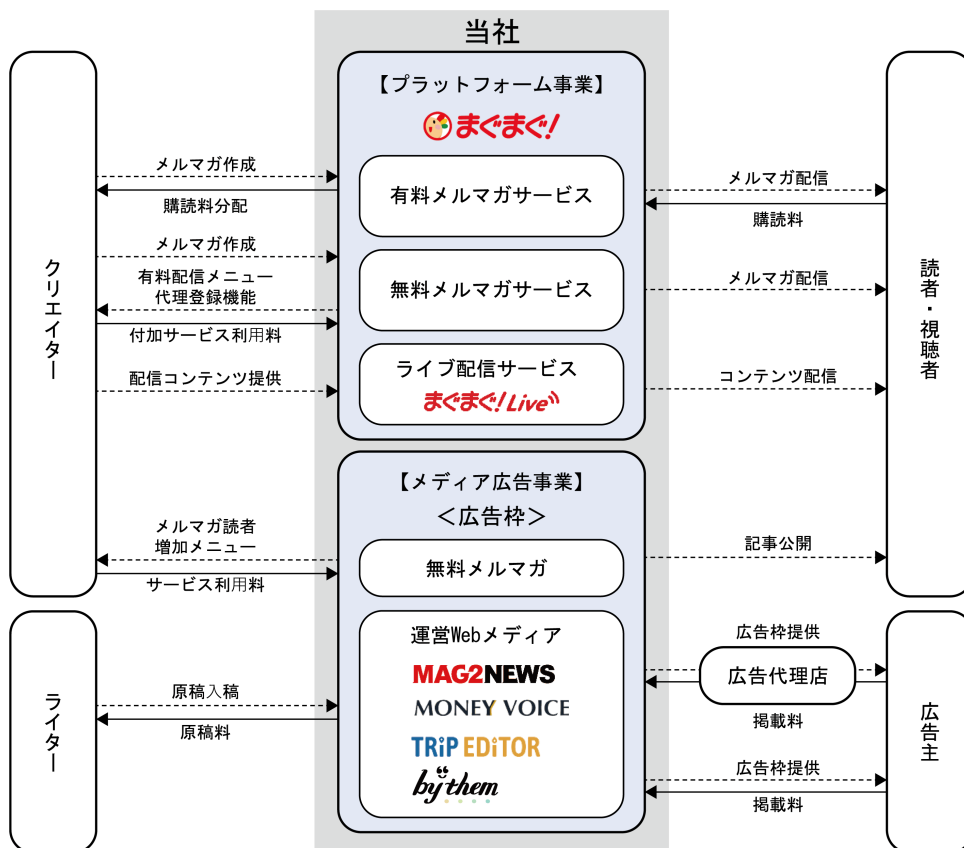
(注4) アドネットワーク広告

当社Webメディアや他社メディアを束ねた広告配信ネットワークに対し自動配信される広告。当社は当該広告のクリック数や表示回数に応じて広告収入を得ております。

(注5) UU(ユニーク・ユーザー)

当社が運営するWebメディアの各ページに訪問したユーザーの実数を表す数値。集計期間中は同じWebメディアに同じユーザーが何度訪問した場合でも1UUとしてカウントされます。

事業系統図は以下のようになります。



- (注) 1. 「メルマガ」は、メールマガジンの略称です。
 2. 「mine」については、業績に与える影響は僅少であるため、事業系統図への記載は省略しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(親会社) 株式会社エアトリ	東京都港区	2,922	オンライン旅行事業 ITオフショア開発事業 投資事業	(96.0)	当社システムのオフ ショア開発 広告枠の販売

(注) 有価証券報告書の提出会社であります。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2020年7月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
32 [3]	35.4	3.0	5,288

セグメントの名称	従業員数(名)
プラットフォーム事業	11
メディア広告事業	14
その他	1
全社(共通)	6
合計	32

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 年間平均給与は、基準外賃金を含んでおります。
3. 全社(共通)は、当社の管理部門の従業員であります。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社における経営方針、経営環境および対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項については、本書提出日現在において判断したものとなります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は「伝えたいことを、知りたい人に。」を経営ビジョンに掲げ、創業以来のポリシーである「クリエイターファースト、個人ファースト」の姿勢を大切にしながら、メールマガジン配信プラットフォーム「まぐまぐ!」やWebメディア「MAG2 NEWS」など様々なサービスを開発・運営しております。21世紀に入って以降AI(人工知能)技術の進歩は目覚ましく、多くの分野で人間の能力を凌駕する未来がいよいよ現実味を帯びてきております。これを踏まえて当社は、私たち一人一人の人生に代替不可能な個性が求められるという観点から、これからの10年こそ個人の時代の幕開けになると考えております。当社は現代の時代の変化をポジティブにとらえ、インターネットはもちろんAIのテクノロジーも用いて、個人・法人を問わず誰もが気軽に利用できる、真に自由な情報発信プラットフォームとしての地位を確立することで、企業価値の向上を目指してまいります。

(2) 目標とする経営指標

企業価値を継続的に拡大することが重要であると考えていることから、「売上高」および「営業利益」を重要な経営指標としております。理由としましては、上場後の株主を含む様々なステークホルダーの意思決定に重要な影響を与える指標であること、また、当社は借入を実施していないことから営業利益以下の勘定科目はほとんど発生しないことから経営意思決定を図っていく上では、「売上高」「営業利益」を当社の重要な経営指標としております。

(3) 経営戦略等

当社を取り巻く経営環境としては、電子コンテンツ市場およびインターネット広告市場が堅調に拡大しており、今後もこの傾向は継続すると考えられます。

このような背景のもと、今後当社では、主軸であるプラットフォーム事業の機能強化や新規サービスの開発を計画しております。これらとメディア広告事業とのシナジー効果により更なる業容拡大を目指す方針であります。

プラットフォーム事業においては、2020年4月にリリースしたライブ配信サービス「まぐまぐ! Live」の機能拡充やユーザビリティの向上を目的とした開発保守、新規クリエイター獲得のための営業活動の促進、クリエイターへのサポート体制を充実させることで、新規クリエイターおよび課金読者数の増加を図ってまいります。

メディア広告事業においては、既存4メディア「MAG2 NEWS」、「MONEY VOICE」、「TRiP EDITOR」、「by them」の更なるコンテンツ拡充により、ブランドの認知強化や新規読者層の取り込み、レポート訪問率向上を実現することで、広告価値が高いオーガニック検索流入(注)を含む全体閲覧数の増加を図ってまいります。

(注) 検索エンジンの検索結果に表示されたもののうち、広告表示を除いた通常の検索結果からのアクセス。

(4) 経営環境および対処すべき課題

当社の展開する「プラットフォーム事業」および「メディア広告事業」は、ともにIT分野において技術の進化、顧客嗜好・媒体の変化、競合他社が多く競争が激しい事業領域であります。そのような事業環境の中で、当社が長期的かつ持続的に成長を見込み、経営戦略を確実に遂行していくために対処すべき課題は以下のとおりです。

① 優秀な人材の確保および育成

継続的な成長の基盤である人材は、当社にとって最も重要な経営資源と認識しております。当社が属するITサービス産業では、現状人材の獲得競争が激化しており、人件費および採用費も高騰しております。このような状況の中、優秀な人材を継続的に雇用しつつ定着させることが当社の発展において重要であります。人的基盤を強化するために、より採用体制の強化を進めてまいります。また、多様なワークスタイルの支援を通じた働き方・働きやすさの追求や適正な事業ドメインに沿った人員配置、適正な評価がなされる企業風土の構築を推し進めることにより定着化に努めてまいります。

② 技術力の向上

当社の事業である「プラットフォーム事業」および「メディア広告事業」が属するITサービス産業では、技術革新やイノベーションが起りやすく変化の激しい分野であります。したがって、当社が持続的に成長を続けていくためには、さらなる技術力の向上が必要であると認識しております。そのため当社では、人材育成と人材採用を継続的に実施し、優秀な人材の確保と定着に積極的に取り組んでおります。高度な技術力を持つ技術者を採用することで、全体的な技術力の向上に努めてまいります。

③ 認知度の向上、ブランドの確立

当社が市場での浸透度を高めていくためには、一層の認知度の向上、信頼感の醸成が必要となってまいります。顧客に安定的にサービス提供のできるプラットフォームとして信頼していただけるよう、サービスのたゆまぬ向上、既存顧客の満足度向上、パブリシティ強化を通じ当社ブランドの確立および普及に努めてまいります。

④ 営業力の強化

プラットフォーム事業において、メルマガクリエイターの獲得が重要であると考えております。当社の知名度を向上させ、事業部担当者がピックアップした著名人にアプローチをかけるなどの方法により、様々な分野のメルマガクリエイターを獲得できるように努めてまいります。

メディア広告事業においては、人材の採用促進と営業ツールを効果的に活用することでリード獲得の強化を図ってまいります。また、大手広告代理店との連携およびメディア自体の総合力を強化し、大型案件の受注増加を目指してまいります。

⑤ システム基盤の強化

当社は、収益の基盤となるサービスをインターネット上で展開していることから、システム稼働の安定性を確保することが経営上重要な課題であると認識しております。そのため、システムを安定的に稼働させるための人員の確保およびサーバーの拡充に努めてまいります。

⑥ 情報管理体制の強化

当社では、プラットフォーム事業においてメールマガジン配信サービス「まぐまぐ!」を運営しており、メルマガクリエイターおよびメルマガ読者の個人情報も多く取扱っております。情報管理体制の整備を引き続き推進していくとともに、情報の取扱いに関する社内規程の適切な運用、役職員の機密情報リテラシーの向上、役職員による機密情報の取扱いに関する内部監査等を通じ、情報管理体制の向上を行ってまいります。

⑦ 内部管理体制の強化

当社は、今後もより一層の企業価値の向上および成長を図ってまいります。そのため企業規模の拡大に応じた内部管理体制の構築を図るために、コーポレート・ガバナンスを重視し、リスクマネジメントの強化、ならびに金融商品取引法における内部統制報告制度の適用等も踏まえた内部統制の継続的な改善および強化を推進してまいります。また、当社の事業に関連する法規制や社会的要請等の環境変化にも対応すべく、内部管理体制の整備および改善に努めてまいります。

⑧ 新型コロナウイルスへの対応

新型コロナウイルス感染症の拡大が人々の生活や経済活動に多大な影響を与えております。当社といたしましては、事業活動や業績への影響を極力抑えるべく、全事業部において2020年3月2日よりリモートワークの導入や社内外問わずWeb会議の積極的な活用等の感染防止対策を迅速かつ継続的に実施しております。また、当社は2020年6月10日開催のコンプライアンス委員会にてBCP（事業継続計画）を策定しており、今後の状況に応じて、BCPに基づく適切な対応を取るものとなります。

2 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、リスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下のとおり記載しております。当社はこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避および発生した場合の対応に努める方針であります。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 事業環境に関するリスクについて

① 技術革新について

当社はインターネット関連技術に基づいて事業を展開しておりますが、インターネットサービス業界の中で、新技術の開発や当該技術を利用した新サービスの導入が相次いで行われており、インターネットビジネスの業界環境の変化のスピードが増していると考えられます。このため、当社では新技術の開発を継続的に行うとともに、優秀な人材確保に取り組んでおりますが、環境変化への対応が遅れた場合には、当社の競争力が低下する可能性があります。また、新技術の開発に対応するために多大な支出が必要となった場合には、当社の事業活動ならびに財政状態および経営成績に影響を与える可能性があります。

② 市場動向について

当社のメディア広告事業およびプラットフォーム事業が属するインターネット広告市場およびインターネットメディア市場は、インターネット利用者の増加、スマートフォン端末の普及、企業活動におけるインターネット利用の増加等により高成長を続けてまいりました。雑誌、新聞、テレビ、ラジオ等の媒体は縮小傾向を示している一方で、ビッグデータ時代到来に伴う消費者行動や、消費および購買データの集積・分析できるデジタルメディアによるマーケティング分析手法の確立によりインターネットメディア市場はさらなる成長が見込まれることからこのような傾向は今後も継続していくと考えておりますが、何らかの事情により、市場成長が阻害されるような状況が生じた場合には、当社の事業活動ならびに財政状態および経営成績に影響を与える可能性があります。

③ インターネットにおける法的規制について

本書提出日現在においては、当社の事業継続に著しく影響を及ぼす法的規制はありませんが、インターネット関連分野においては「電気通信事業法」、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」等が存在します。近年インターネット関連事業を規制する法令は徐々に整備されてきており、今後インターネット関連事業を営む事業者を規制対象とする新たな法令等の規制や既存法令等の解釈の変更がなされた場合には、当社の事業活動ならびに財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 新規事業について

当社は事業規模の拡大および収益基盤の強化のため、今後新サービスもしくは新規事業の展開について積極的に検討してまいりますが、これにより人材採用やシステム開発等の追加的な投資が発生し、安定的な収益を生み出すには時間を要することがあります。また、新サービス、新規事業の展開が当初の計画通りに進まない場合には、投資回収ができなくなる可能性や当社の事業活動ならびに財政状態および経営成績に影響を与える可能性があります。

⑤ システムトラブルについて

当社の事業ではインターネットを利用しているため、人為的な事故や不正アクセス等によって通信ネットワークの切断、サーバー等のネットワーク機器が動作不良を起こす、または動作が不能となるなどのシステムトラブルが発生する可能性があります。当社では、システムトラブルの発生防止のために、脆弱性の確認および不正アクセス防止等の対策を講じております。しかしながら、これらの対策を講じているにも拘らず、障害が発生した場合には、当社の事業に影響を与えるほか、当社のシステム自体への信頼性の低下を招きかねず、当社の事業活動ならびに財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 自然災害等について

当社の事業活動に必要なサーバーについては、自然災害等の事故が発生した場合に備え、外部のデータセンターの利用や定期的バックアップ、稼働状況の監視等によりシステムトラブルの事前防止または回避に努めております。万一、外部のデータセンターの所在地において大地震や台風等の自然災害により、設備の損壊や電力供給の制限等の事象が発生した場合、当社が提供するサービスの継続に支障をきたす場合があります。また、損害を被った設備等の修復や被害を受けた従業員に対する補償等の費用が発生し、当社の事業活動ならびに財政状態および経営成績に影響を与える可能性があります。

⑦ 新型コロナウイルス(COVID-19)感染拡大による経済的影響について

新型コロナウイルスの影響が国内および海外主要各国において終息に向かわず、拡大が長期間にわたり続いた場合は、より深刻な経済的影響が生じ、広告市場の縮小や個人消費の冷え込みに繋がることが予想されます。

メディア広告事業において、広告出稿の減少により広告単価の減少や、外出自粛の消費者心理により旅行関心度の低下に繋がり「TRIP EDITOR」のUUが減少する可能性があります。また、広告販売において、広告出稿の減少による失注の可能性や、リモート環境の普及により受注から納品までのリードタイムが長期化する可能性があります。また、その他事業において、メルマガクリエイターを講師に迎えるイベントの開催が実施できない可能性があります。

今後、さらなる業務改善や効率化への見直しを行う等、積極的な対応に取り組んでまいります。世界経済の動向によっては当社の事業活動ならびに財政状態および経営成績に影響を与える可能性があります。

⑧ 親会社との資本関係について

当社の親会社は株式会社エアトリであり、同社は本書提出日現在において東京証券取引所に上場しており、当社発行済株式総数の96.0%(2,111,200株)を保有しております。同社グループは、2020年3月末時点で、連結子会社26社によって構成され、オンライン旅行事業、訪日旅行事業、ITオフショア開発事業、投資事業を運営しております。当社は、同社の承認を必要とする取引や業務は存在せず、事業における制約もなく、独立した意思決定による独自の経営を行っており、各取締役への取締役報酬の分配の適正性、取締役及び監査役の選任の妥当性については、取締役会で決議される前に独立役員委員会にて審議・検討を行い、その結果を取締役に報告しております。なお、取締役会では、当該独立役員委員会での審議・検討による意見を最大限尊重した上で、関係する議題の決議を行っております。しかしながら、同社は議決権比率の観点から、定款の変更、取締役および監査役の選解任、合併等の組織再編行為、重要な資産・事業の譲渡および剰余金の処分等、株主の承認が必要となる事項に関しては、同社による議決権行使が当社の意思決定に影響を及ぼす可能性があるため、同社の利益は当社の他の株主の利益と一致しない可能性があります。また、同社の経営方針の変更や経営状態の悪化等により、問題が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 親会社グループにおける当社の位置付けについて

当社は、親会社グループにおいて、オンライン旅行事業に区分されておりますが、同社グループ内において、当社の主な事業内容と同事業を展開しているグループ企業はなく、グループ内における競合は生じておりません。今後においても競合等が想定される事象はないものと当社は認識しております。しかしながら、将来において同社グループの事業戦略や当社の位置付け等に著しい変更が生じた場合には、当社の事業および業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社としては、ユーザーひとりひとりに価値あるコンテンツを継続的に届けることが使命であると考えており、上場により、自社独自の判断による機動的な投資と資金調達力の強化、知名度や社会的信用度が向上等することで、より多くのユーザーに素早く・確実にコンテンツを届けることが可能になると判断し、上場を選択しております。

⑩ 親会社グループとの取引関係について

当社の親会社グループとの取引内容について、当社の親会社である株式会社エアトリとの間で、当社のシステムの開発業務の委託を行っていましたが、現在は契約の解約により解消しております。また、僅少ではありますが、2020年2月まで同社および同社グループに対し、当社の広告枠の販売取引を行ってまいりました。

当社は、今後親会社グループとの取引を削減していく方針ですが、新たに取引を行う場合は、第三者との取引以上に、慎重に条件の妥当性を検証して取引を行っております。当社では、関連当事者取引を行う際には、取引の妥当性について、取締役会で決議される前に独立役員委員会にて審議・検討を行い、その結果を取締役に報告し、取締役会では、当該独立役員委員会での審議・検討による意見を最大限尊重した上で、取引の可否を判断しております。また、管理部門における取引開始時の確認や、監査役監査や内部監査における事後確認を行うことで、同社との取引における健全性および適正性確保の仕組みを整備しております。なお、同社および同社グループとの取引については、事業上の必要性及び他社との取引条件等を比較しその妥当性の検証を行なった上で取引を行う方針であります。本書提出日時点において親会社との取引方針や取引条件に変化は生じておりませんが、今後の取引条件に変更が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(2) プラットフォーム事業に係るリスクについて

① 競合について

当社は1997年からメルマガ配信サービス「まぐまぐ！」を安定的に運営しており、長年に渡って電子メールの大量配信に関する独自技術とノウハウを蓄積することで、メルマガ配信プラットフォームの運営に係る優位性を確保していると認識しております。今後もプラットフォーム基本機能の逐次強化や決済手段の充実、新規サービスの開発により他社との差別化を図り、サービスの維持向上に努めていく方針であります。しかしながら、今後、高い資本力や知名度を有する企業等の参入による競争の激化と顧客の流出により、当社が競争力や優位性を保つことが困難になった場合には、当社の事業活動ならびに財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② メルマガクリエイターが当社プラットフォームを脱退するリスク

当社は、メルマガクリエイターが「伝えたいことを、知りたい人に。」情報を発信できる環境を整え、メルマガクリエイターの活動を支援し、活性化のサポートをすることで、メルマガクリエイターの知名度と信頼を向上させる活動をしてまいりました。また、新規クリエイターを募る積極的なリクルーティングも実施しております。しかしながら、新しい情報発信ができるプラットフォームの出現や、その他何らかの事情によりクリエイターが流出する場合には、メルマガ購読料収入の減少などにより、当社の財政状態および経営成績に影響を与える可能性があります。

③ 特定サービスへの依存について

当社のプラットフォーム事業はメルマガ配信に依存した事業となっております。今後も取引の拡大に努めると同時に売上依存度を下げるため、新規のサービス開発を図ってまいります。市場の急激な縮小や新規参入による競争激化等が当社の事業活動ならびに財政状態および経営成績に影響を与える可能性があります。

④ 電子メール受信環境に係るリスクについて

当社では従来のメール配信に加えて、電話番号の登録だけでWeb上で有料メルマガを閲覧できる仕組みを2019年4月より提供開始しており、今後も、電子メールに依存しない配信環境の構築に努める方針であります。しかしながら、電子メール関連プロトコルが変更された場合、メール受信ソフトやWebメールに故障または不具合(迷惑メール誤判定を含む)が生じた場合、メール受信ソフトやWebメールのサービス提供が終了した場合、当社が読者にメルマガジンを配信することが困難になり、当社の事業活動ならびに財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 法的規制について

当社では、不当景品類及び不当表示防止法(景表法)・特定商取引に関する法律・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬機法)・出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(出資法)・貸金業法・金融商品取引法などに関わるメルマガコンテンツに関して、当社の定める「メルマガ審査基準マニュアル」に従い審査を実施しており、内容によっては、顧問弁護士等の専門家の見解を得る体制を整備しておりますが、現行の法令および権利内容の解釈適用上で論点が生じる可能性があり、その結果として当社の事業活動ならびに財政状態および経営成績に影響を与える可能性があります。

⑥ ソフトウェア資産の減損について

当社はメルマガ大量配信システムやメルマガジンに関するプラットフォームを開発し、それらを活用して読者向けに知りたい情報を発信できる環境を整えております。それらの開発に係わるコストについて、資産性のあるものについては自社サービス用のソフトウェアとして無形固定資産に計上し、費用化するべきものについては各事業年度において売上原価として費用化しております。自社サービス用ソフトウェアの開発においては、プロジェクト推進体制を整備し、慎重な計画立案・遂行に努めております。しかしながら、当該開発が市場のニーズに合わないことにより利用価値が低下する場合や、重大なバグ等の発生によりソフトウェアとして機能しなくなる場合には、これらを減損処理する可能性があります。その場合、一時に多額の費用が発生するため、当社の事業活動ならびに財政状態および経営成績に影響を与える可能性があります。

(3) メディア広告事業に係るリスクについて

① 競合について

当社は、「MAG2 NEWS」、「MONEY VOICE」、「TRiP EDiTOR」、「by them」の4つのWebメディアを運営し広告枠の提供をしております。当社はプラットフォーム事業のメルマガコンテンツとシナジー効果を生み出すことにより、新規に参入する企業に対して一定の優位性を保っております。しかしながら、今後高い資本力や知名度を有する企業等の参入があった場合、競争の激化と顧客の流出により、当社が競争力や優位性を保つことが困難になった場合には、当社の事業活動ならびに財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 特定の取引先への依存について

当社のメディア広告事業においては、「Webメディア」等(「MAG2 NEWS」・「MONEY VOICE」・「TRiP EDiTOR」・「by them」)を通じて読者へサービスを提供しており、Google AdSenseを運営するGoogle Asia Pacific Pte. Ltd.に対する収益依存の割合が大きくなっております。当社は、他のアドネットワーク事業者との個別業務契約を締結しておりますが、アドセンス仕様変更や今後起こり得る規約変更をはじめとする各運営事業者の動向によっては、当社の事業活動ならびに財政状態および経営成績に影響を与える可能性があります。

③ 法的規制について

当社では、不当景品類及び不当表示防止法(景表法)・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬機法)・下請代金支払遅延等防止法などに関わるメディアコンテンツに関して厳正なる審査基準を設け審査を実施しておりますが、現行の法令および権利内容の解釈適用上で論点が生じる可能性があり、その結果として当社の事業活動ならびに財政状態および経営成績に影響を与える可能性があります。

④ 不適切な広告に対する監視体制について

当社は、顧客に提供する価値を担保するために、当社が配信する広告に係る品質管理の徹底が重要な課題であると認識しております。具体的には、不正な広告表示、錯誤を誘発する広告表示等の取扱いに関する監視マニュアルを定め、該当する広告取引の減少に努めております。しかしながら、万一、予期せぬ要因により、これらの対応に不備が生じた場合、顧客への損害補填が必要となる等、当社の事業活動ならびに財政状態および経営成績に影響を与える可能性があります。

(4) 経営管理体制について

① 経営陣への依存について

当社の経営陣は、事業に関する豊富な経験と知識およびノウハウを有しており、当社の代表取締役および各業務執行取締役は、経営方針や事業戦略の策定をはじめとして、当社の事業活動全般において極めて重要な役割を果たしております。このため、当社では当該役員らに過度に依存しないよう組織的な経営体制の構築や人材育成を進めております。しかしながら、当該役員らのキャリアプラン、健康状態、家庭事情その他の何らかの理由により当該役員らが辞任しその代替を確保できない場合、当社の事業活動ならびに財政状態および経営成績に影響を与える可能性があります。

② 人材の確保と定着および育成について

当社は、競争力の向上および今後の事業展開のため、優秀な人材の確保と定着および育成が重要であると考えております。しかしながら、優秀な人材の確保と定着および育成が計画通りに進まない場合や優秀な人材の社外流出が生じた場合には、競争力の低下や事業規模拡大の制約要因になる可能性があり、当社の事業活動ならびに財政状態および経営成績に影響を与える可能性があります。

③ 小規模組織であることについて

当社は現在従業員32名(2020年7月31日現在)と比較的小規模な組織であり、業務執行体制もこれに応じたものになっております。当社は、業務の適正および財務報告の信頼性を確保するため、これらに係る内部統制が有効に機能する体制を構築、整備、運用しておりますが、事業の急速な拡大等により、十分な内部管理体制が追いつかない場合には、適切な業務運営が困難となり、当社の事業活動ならびに財政状態および経営成績に影響を与える可能性があります。

④ 個人情報等の情報管理について

当社は、インターネット関連サービスの提供を通じ、利用者本人を識別することができる個人情報を保有しております。当社では、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が発行するプライバシーマークを取得しており、個人情報を取扱う際の業務フローや社内体制を明確化し、個人情報管理に関する「個人情報保護規程」を制定しております。併せて役員および従業員を対象とした社内教育を通じて、関連ルールを周知徹底し、意識向上を図っております。しかしながら、個人情報が当社の関係者や業務提携先の故意または過失により、外部へ流出もしくは悪用される事態が発生した場合に意図せず違反した場合には、当社が損害賠償を含む法的責任を追及される可能性があるほか、当社ならびに運営サービスの信頼性やブランドが毀損し、当社の事業活動ならびに財政状態および経営成績に影響を与える可能性があります。

⑤ 知的財産権について

本書提出日現在、第三者より知的財産権の侵害に関する指摘等を受けた事実はありません。今後においても侵害を回避すべく監視および管理を行っていく方針ですが、当社の事業分野で当社の認識していない知的財産がすでに成立している可能性または新たに第三者の知的財産権が成立する可能性もあり、当該侵害のリスクを完全に排除することは極めて困難であります。万が一、当社が第三者の知的財産権等を侵害した場合には、損害賠償請求、差止請求や知的財産権の使用に関する対価等の支払い等により、当社の事業活動ならびに財政状態および経営成績に影響を与える可能性があります。また、当社は必要に応じて商標権等の知的財産権等の申請を行っておりますが、当社の知的財産権が第三者に侵害された場合には、解決までに多くの時間や費用を要すること等により、当社の事業活動ならびに財政状態および経営成績に影響を与える可能性があります。

⑥ 訴訟について

本書提出日現在、損害賠償を請求されている事実や訴訟を提起されている事実はありません。また、当社は法令違反となるような行為を防止するための内部管理体制を構築するとともに、取引先、従業員その他第三者との関係において、訴訟リスクを低減するよう努めております。しかしながら、知的財産権の侵害等の予期せぬトラブルが発生した場合、取引先等との関係に何らかの問題が生じた場合等には、これらに起因する損害賠償を請求される、あるいは訴訟を提起されるリスクがあります。かかる損害賠償の金額、訴訟の内容および結果によっては、当社の社会的信用、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 配当政策について

株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しておりますが、当社は成長過程にあるため、人材確保・育成、サービス強化のための投資、営業強化のための広告宣伝や販売促進、その他成長投資に対して迅速に対応することが重要であると考えております。そのため、現在まで配当を実施しておらず、今後においても当面はこれら成長投資に備え、内部留保の充実を図る方針であります。将来的には、財政状態および経営成績、事業展開に備える内部留保とのバランスを勘案し、株主への利益還元を検討して参りますが、配当実施の可能性およびその実施時期等については、現時点において未定であります。

⑧ ストック・オプションの行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社取締役、従業員および社外協力者に対し、長期的な企業価値向上に対するインセンティブとしてストック・オプションを付与しているほか、今後も優秀な人材確保のためストック・オプションを発行する可能性があります。これらのストック・オプションを権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する1株当たりの株式価値を希薄化させる可能性があります。なお、本書提出日現在、これらストック・オプションによる潜在株式数は255,200株であり、発行済株式総数(自己株式を除く2,200,000株)の11.6%に相当しております。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

第21期事業年度および第22期第3四半期累計期間における当社の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 経営成績の状況

第21期事業年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が見られるものの、地政学的リスクの高まり等の影響により、先行きが懸念される状態が続いております。米国において雇用環境や個人消費は堅調に推移する一方で、米中貿易摩擦の長期化、英国のEU離脱問題等の影響により世界経済の先行きは依然として不透明な状態が続いております。

当社を取り巻く事業環境において、プラットフォーム事業が属するデジタルコンテンツ市場につきましては、「令和元年版情報通信白書」（総務省）によると直近の市場規模は1兆935億円（前期比11.5%増）となりました。また当社のメディア広告事業が属するインターネット広告市場につきましては「2018年日本の広告費」（株式会社電通）によると2018年のインターネット広告費（媒体費のみ）は1兆4,480億円（前期比118.6%）となり、順調に成長を続けております。

こうした環境の下、当事業年度の業績は、売上高は713,772千円（前期比14.2%増）、営業利益は205,144千円（前期比13.1%増）、経常利益は206,037千円（前期比13.5%増）、当期純利益は146,068千円（前期比24.2%減）となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

（プラットフォーム事業）

プラットフォーム事業においては、メルマガ配信プラットフォーム「まぐまぐ！」および記事販売プラットフォーム「mine」が属しております。

当セグメントの基幹サービスである有料メルマガコンテンツに関して、有料メルマガコンテンツをメディアの記事として継続的に紹介する等の販売促進や、新規クリエイター獲得のための活動を促進させ一部売上に寄与したものの、一方で、バックナンバーの一時販売停止の影響等により、有料メルマガコンテンツの売上は僅かながら減少しました。

その結果としてプラットフォーム事業の当事業年度の業績は売上高が337,707千円（前期比2.6%減）、セグメント利益が215,760千円（前期比3.8%減）となりました。

（メディア広告事業）

メディア広告事業はWebメディアの「MAG2 NEWS」・「MONEY VOICE」・「TRiP EDiTOR」・「by them」の運営および「Webメディアコンテンツ」・「メルマガコンテンツ」の広告枠販売サービスが属しております。

Webメディアについては、2019年8月に「by them」をリリースしました。また、従来運営している「MAG2 NEWS」「MONEY VOICE」「TRiP EDiTOR」に関しては、話題になり得る旬の記事を適切なタイミングで数多く掲載できる体制を整えたこと、広告枠配置の最適化やアドセンス管理方法の見直しを行った結果として、PVおよびUU数が堅調に伸長しました。

その結果としてアドネットワーク広告の売上が伸長し、メディア広告事業の当事業年度の業績は売上高が371,694千円（前期比36.4%増）、セグメント利益が242,569千円（前期比37.8%増）と好調に推移しました。

(その他事業)

その他事業においては、イベント企画等が属しております。イベント企画は有料メルマガのクリエイターの活動の支援と促進を目的としています。当社がメルマガクリエイターの活動を支援し、活性化のサポートをすることで、メルマガクリエイターの知名度と信頼性を向上させ、ブランディングに貢献しております。

当事業年度中は、有料メルマガの人気クリエイターを講師に迎えた講演会・イベント等を15件開催し、それぞれの有料メルマガ読者とクリエイターのコミュニケーションの機会を創出いたしましたでしたが、前事業年度と比較して7件のイベント開催が減少しております。

以上より、その他事業の当事業年度の業績は売上高は4,370千円(前期比22.5%減)、セグメント損失は4,109千円(前期比7.7%減)となりました。

第22期第3四半期累計期間(自 2019年10月1日 至 2020年6月30日)

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う緊急事態宣言の発令を機に、外出自粛等の影響で経済活動が大幅に落ち込み、先行きが不透明な状況が続いております。また、緊急事態宣言解除後も、経済回復の動きは鈍く今後の見通しが立たない状態となっております。米国においても新型コロナウイルスの感染者数は増加を続けており、終息時期が不透明であることから、世界経済への影響が強く懸念される状況であります。

当社を取り巻く事業環境において、プラットフォーム事業が属するデジタルコンテンツ市場につきましては、「令和元年版情報通信白書」(総務省)によると直近の市場規模は前年比111.5%の1兆935億円となりました。また当社のメディア広告事業が属するインターネット広告市場につきましては「2019年日本の広告費」(株式会社電通)によると2019年のインターネット広告費(媒体費のみ)は前年比114.8%の1兆6,630億円となり、前年に引き続き高い成長率で推移しております。しかしながら、足元では新型コロナウイルスの拡大が景気に悪影響を及ぼしており、事業環境の先行きに留意が必要な状況となっております。

このような状況下において、当第3四半期累計期間における当社の業績は、売上高は520,409千円、営業利益は123,193千円、経常利益は121,194千円、四半期純利益は79,018千円となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

(プラットフォーム事業)

プラットフォーム事業においては、メルマガ配信プラットフォーム「まぐまぐ!」および記事販売プラットフォーム「mine」が属しております。

当第3四半期会計期間では、2020年4月にライブ配信サービス「まぐまぐ! Live」をリリースしました。「まぐまぐ! Live」は、スマートフォンアプリやWebブラウザ上で映像や音声を視聴者へリアルタイムに配信できるサービスであります。クリエイターは、伝えたい情報を伝えたいタイミングで自由に発信することが可能であり、また視聴者はLive配信中にコメント機能等を活用することで、クリエイターと手軽にコミュニケーションを取れる仕様となっております。

当セグメントの軸である有料メルマガサービスにおいても、新規クリエイター獲得のための活動の促進や有料メルマガコンテンツをメディア記事に継続的に紹介する等、サービスの拡大を図ってまいりました。さらに、有料メルマガコンテンツを一部抜粋して閲覧できる機能の実装やユーザーインターフェースの改善に取り組む等、継続的にプラットフォームの利便性の改善およびユーザビリティの向上に努めております。

その結果として、プラットフォーム事業の売上高は251,059千円、セグメント利益は143,067千円となりました。

(メディア広告事業)

メディア広告事業においては、Webメディアの運営および「Webメディアコンテンツ」・「メルマガコンテンツ」の広告枠販売サービスが属しております。

アドネットワーク広告においては、自社メディア「MAG2 NEWS」「MONEY VOICE」「TRIP EDITOR」「by them」の知名度およびユーザー満足度の向上を模索してまいりました。話題になり得る旬の記事を適切なタイミングで数多く掲載し、新たなライターの獲得や外部メディアとの提携記事を掲載する等、自社メディアの強化に注力した結果、PVおよびUU数は堅調に推移しました。一方で、新型コロナウイルスの影響により企業の広告出稿が減少したことで、広告単価が低下するなどの影響が発生しております。また、Webメディアコンテンツ・メルマガコンテンツの広告枠販売においては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一部対面による営業活動が制限され、受注機会の減少やリードの長期化等の影響を受けております。

その結果として、メディア広告事業の売上高は255,656千円、セグメント利益は140,722千円となりました。

(その他事業)

その他事業においては、イベント企画等が属しております。イベント企画は有料メルマガクリエイターの活動の支援と促進を目的としています。当社がメルマガクリエイターの活動を支援し、活性化のサポートをすることで、メルマガクリエイターの知名度と信頼性を向上させ、ブランディングに貢献しております。当第3四半期累計期間においては、有料メルマガの人気クリエイターを講師に迎えた講演会・イベント等を2件開催し、それぞれの有料メルマガ読者とクリエイターのコミュニケーションの機会を創出しましたが、その一方で、新型コロナウイルスの感染拡大のため、2月以降のイベントを中止したことによる影響を受けております。

その結果として、その他事業の売上高は13,694千円、セグメント損失は644千円となりました。

② 財政状態の状況

第21期事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

(資産)

当事業年度末における総資産につきましては、前事業年度末に比べ156,074千円増加し、975,499千円となりました。これは主に、現金及び預金が171,860千円増加したことによるものであります。

(負債)

当事業年度末における負債につきましては、前事業年度末に比べ10,006千円増加し、205,757千円となりました。これは主に、その他流動負債が7,848千円、未払金が6,503千円減少したものの、未払費用が13,667千円、未払法人税等が13,142千円増加したことによるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産合計は、前事業年度末に比べ146,068千円増加し、769,742千円となりました。これは主に、利益剰余金が146,068千円増加したことによるものであります。

第22期第3四半期累計期間(自 2019年10月1日 至 2020年6月30日)

(資産)

当第3四半期会計期間末における総資産につきましては、前事業年度末に比べ77,744千円増加し、1,053,243千円となりました。これは主に、現金及び預金の増加75,312千円、無形固定資産の増加10,345千円によるものであります。

(負債)

当第3四半期会計期間末における負債につきましては、前事業年度末に比べ1,274千円減少し、204,482千円となりました。これは主に、未払法人税等が22,349千円増加したものの、その他流動負債が23,933千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産合計は、前事業年度末に比べ79,018千円増加し、848,760千円となりました。これは主に、利益剰余金が79,018千円増加したことによるものであります。

③ キャッシュ・フローの状況

第21期事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は、前事業年度末に比べ171,860千円増加し、752,392千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において営業活動により獲得した資金は、前事業年度に比べ84,607千円減少し、217,371千円となりました。この主な要因は、税引前当期純利益を206,037千円計上したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において投資活動により使用した資金は、前事業年度に比べ27,411千円増加し、45,511千円となりました。この主な要因は、無形固定資産の取得として42,138千円支出したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において財務活動により獲得および使用した資金はありません。

④ 生産、受注および販売の実績

a 生産実績および受注実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性質上、生産実績および受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

b 販売実績

第21期事業年度および第22期第3四半期累計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第21期事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)		第22期第3四半期累計期間 (自 2019年10月1日 至 2020年6月30日)
	金額(千円)	前期比(%)	金額(千円)
プラットフォーム事業	337,707	97.4	251,059
メディア広告事業	371,694	136.4	255,656
その他事業	4,370	77.5	13,694
合計	713,772	114.2	520,409

(注) 1. 最近2事業年度および第22期第3四半期累計期間の主な相手先別の販売実績および総販売実績に対する割合

相手先	第20期事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)		第21期事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)		第22期第3四半期累計期間 (自 2019年10月1日 至 2020年6月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
Google Asia Pacific Pte. Ltd.	45,143	7.2	121,556	17.0	94,563	18.17

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識および分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計方針および見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債および収益・費用の報告金額および開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績を勘案し合理的に判断しておりますが、見積りによる不確実性のため、実績の結果は、これらの見積りと異なる場合があります。この財務諸表の作成にあたる重要な会計方針につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

② 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

第21期事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

(売上高)

当事業年度の売上高は713,772千円(前期比14.2%増)となりました。

これは主に、メディア広告事業において、当社が運営するWEBメディアの運営体制を整えたことによるUU数の増加(前期比47.4%増)および広告単価の上昇の結果、アドネットワーク広告の売上が伸長したことによるものであります。

(売上総利益)

当事業年度における売上原価は226,336千円(前期比18.8%増)となりました。

これは主に、Webメディアの運営体制の整備を目的として人件費および外注費が増加したことによるものであります。

その結果、当事業年度の売上総利益は487,436千円(前期比12.2%増)となりました。

(営業利益)

当事業年度における販売費及び一般管理費は282,292千円(前期比11.6%増)となりました。

これは主に、コーポレート・ガバナンスの強化に対応するため管理部門の人員を増加したことに伴う人件費増加によるものであります。

その結果、当事業年度の営業利益は205,144千円(前期比13.1%増)となりました。

(経常利益)

当事業年度の営業外収益は893千円(前期比613.4%増)となりました。

当事業年度に計上した営業外費用はありません。

この結果、当事業年度の経常利益は206,037千円(前期比13.5%増)となりました。

(当期純利益)

これらの結果を受け、当事業年度の当期純利益は146,068千円(前期比24.2%減)となりました。なお、法人税等調整額を含む法人税等合計は、59,968千円(前期は△24,143千円)であります。

第22期第3四半期累計期間(自 2019年10月1日 至 2020年6月30日)

(売上高)

当第3四半期累計期間における売上高は520,409千円となりました。

メディア広告事業の売上が新型コロナウイルス感染拡大による経済的影響を受けたものの、プラットフォーム事業において、新規クリエイター獲得のための営業活動の促進、課金読者数増加のための施策および新たにクリエイターにライブ配信サービスの利用を促す等の施策を実行した結果、「まぐまぐ!」の有料会員数が堅調に推移いたしました。

(売上総利益)

当第3四半期累計期間における売上原価は212,011千円となりました。

これは主に、プラットフォーム事業において2020年4月にリリースしたライブ配信サービスに係るシステム保守費の増加および人員増加に伴う人件費の増加によるものであります。

その結果、当第3四半期累計期間の売上総利益は308,398千円となりました。

(営業利益)

当第3四半期累計期間における販売費及び一般管理費は185,204千円となりました。

これは主に、管理部門の人員増加に伴う人件費の増加および採用費の増加によるものであります。

その結果、当第3四半期累計期間の営業利益は123,193千円となりました。

(経常利益)

当第3四半期累計期間における営業外収益は0千円となりました。

当第3四半期累計期間における営業外費用は、上場関連費用により2,000千円となりました。

この結果、当第3四半期累計期間の経常利益は121,194千円となりました。

(四半期純利益)

これらの結果を受け、当第3四半期累計期間の四半期純利益は79,018千円となりました。。

③ キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ③ キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

④ 資本の財源および資金の流動性

当社は、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。当社の資金需要のうち主なものは、プラットフォーム事業の機能強化や新規サービスの開発に係る開発保守費用、人件費および決済手数料等の営業費用であります。これらの資金需要に対しては現状では自己資金の範囲内で賄っておりますが、資金需要の額や使途に合わせて多様な調達手段を検討してまいります。第21期事業年度末における現金及び預金残高は752,392千円であり、十分な流動性を確保しております。

⑤ 経営成績に重要な影響を与える要因について

「2 事業等のリスク」に記載したとおり、事業内容、事業運営・組織体制等、様々なリスク要因が経営成績に重要な影響を与える可能性があることと認識しております。そのため、当社は常に市場動向や業界動向を注視しつつ、優秀な人材の確保と適切な教育を実施するとともに、事業運営体制の強化と整備を進めることで、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因に適切な対応を図ってまいります。

⑦ 経営者の問題意識と今後の方針について

経営者の問題認識と今後の方針については、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

第21期事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

当社は、当事業年度よりメルマガプラットフォームをより強固なものとするために、メルマガ読者数の増加やDMP(Data Management Platform)の構築を目的とした研究開発活動を開始しております。

当事業年度における研究開発費の総額は2,845千円であります。

セグメントごとの研究開発活動を示すと次のとおりであります。

① プラットフォーム事業

プラットフォーム事業においては、有料メールマガジンの読者集客にTwitterやFacebookのSNS広告、Googleのリスティング広告を活用することを目的として、広告クリエイティブ（広告を構成する見出し、説明文章、画像等）および有料メルマガ購読ページのABテストや、広告を経由して有料メルマガ購読ページを訪れたユーザーの分析（デバイス別の回遊率・離脱率等）といった調査・研究に取組みました。

その結果、当事業年度における研究開発費の金額は1,819千円となりました。

② メディア広告事業

メディア広告事業においては、人工知能(AI)によるWebメディア掲載記事の自動選出およびテキスト自動生成システムの実現に資する研究の一環として、当社が保有する膨大なメルマガ原稿資産から特徴語を抽出する試験開発に取組みました。また、Webメディアのトラフィック伸長を業績拡大に着実に繋げるため、当社に蓄積されるビッグデータやログデータを活用して広告配信を最適化するためのDMP構築を目的とした調査・研究に取組みました。

その結果、当事業年度における研究開発費の金額は1,025千円となりました。

第22期第3四半期累計期間(自 2019年10月1日 至 2020年6月30日)

当第3四半期累計期間における研究開発費の総額は438千円であります。

なお、当第3四半期累計期間において研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第21期事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は43,147千円でありました。その主な内容は、プラットフォーム事業およびメディア広告事業において、自社利用目的のソフトウェア開発・実装等にそれぞれ16,638千円、6,294千円の投資を実施いたしました。さらに、プラットフォーム事業において新規サービス開発に19,745千円の投資を実施いたしました。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第22期第3四半期累計期間(自 2019年10月1日 至 2020年6月30日)

当第3四半期累計期間に実施いたしました設備投資の総額は20,347千円でありました。その主な内容は、プラットフォーム事業において、2020年4月にリリースしたライブ配信サービス「まぐまぐ! Live」の開発に10,187千円、プラットフォーム事業およびメディア広告事業における自社利用目的のソフトウェア開発・実装等にそれぞれ7,908千円、2,252千円の投資を実施いたしました。

なお、当第3四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2019年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物附属設備	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都品川区)	プラットフォーム メディア広告	業務設備	4,446	13,329	30,850	48,626	31

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 上記の金額にはデータセンターにある当社保有のサーバーを含めて記載しております。
 4. 帳簿価額には、ソフトウェア仮勘定の金額は含まれておりません。
 5. 本社の事務所は賃借しているものであり、年間賃借料は16,050千円であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】(2020年7月31日現在)

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
本社 (東京都品川区)	プラットフォーム	まぐまぐ! Live開発	24,000	—	調達資金	2020年 10月	2022年 10月	サービス 向上 機能強化
本社 (東京都品川区)	プラットフォーム メディア広告	メルマガ 基幹システム リニューアル	260,728	—	調達資金	2021年 1月	2023年 4月	サービス 向上 機能強化
本社 (東京都品川区)	全社	増床	40,000	—	調達資金	2022年 9月	2022年 12月	人員増加 対応

(注) 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,800,000
計	8,800,000

(注) 2020年6月2日開催の臨時株主総会決議により、2020年6月17日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は8,600,000株増加し、8,800,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,200,000	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	2,200,000	—	—

(注) 1. 2020年5月22日開催の取締役会決議により、2020年6月17日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は2,090,000株増加し、2,200,000株となっております。
2. 2020年6月2日開催の臨時株主総会決議により、2020年6月2日付で定款の変更を行い、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第2回新株予約権(2014年3月18日臨時株主総会決議)

決議年月日	2014年3月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社監査役 1
新株予約権の数(個) ※	600 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 600 [12,000] (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	7,500 [375] (注) 2、6
新株予約権の行使期間 ※	2016年3月25日～2024年3月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 7,500 [375] 資本組入額 3,750 [187.5] (注) 6
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 最近事業年度の末日(2019年9月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年7月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の数

①新株予約権1個当たりの新株予約権の目的である株式の数(以下「目的株式数」という。)は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は20株とする。

②当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的株式数を調整する。

調整後目的株式数 = 調整前目的株式数 × 無償割当、分割又は併合の割合

③前号のほか、株式もしくは新株予約権の交付、合併、株式交換その他の組織再編、資本金の減少等により、当社の株式数の変更又は変更の可能性を生ぜしめる事由の発生により目的株式数の調整を必要とする場合、取締役会の決議に基づき目的株式数を調整することができる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

①新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(以下「出資価額」という。)は、新株予約権の目的である株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価額は、最近事業年度の末日現在は7,500円、提出日の前月末現在は375円とする。ただし、いかなる場合においても、出資価額は当初行使価額を上回らない。

②当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{無償割当、分割又は併合の比率}}$

③前号のほか、割当日後に、当社が株式もしくは新株予約権の交付、合併、株式交換その他の組織再編、資本金の減少等により発行会社の株式数の変更又は変更の可能性を生ぜしめる自由の発生により行使価額の調整を必要とする場合は、取締役会の決議に基づき行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当日において当社の取締役、監査役又は従業員の地位にある新株予約権者は、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合、その後、新株予約権を行使することができない。
- ②次の各号に掲げる場合は、前号の規定にかかわらず新株予約権を行使することができる。
 - a 取締役又は監査役の任期満了による退任
 - b 定年による退職
 - c 当社の都合により取締役、監査役又は従業員としての地位を失った場合
 - d 顕著な業績があり、取締役会において承認された場合
- ③新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができる。
- ④新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内の証券取引所に上場された後1ヶ月が経過するまで、新株予約権を行使することができない。
- ⑤その他の行使の条件は、当社と割当対象者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

4. 新株予約権の取得事由

- ①当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会又は取締役会で承認された場合は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。
- ②新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- ①当社は、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合において、それぞれ吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画(以下総称して「合併契約等」という。)の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社若しくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下総称して「存続会社等」という。)の新株予約権を交付することができる。

- ②前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとする。ただし、合併契約等において別に定める場合はこの限りではない。

- a 交付される新株予約権(以下「承継新株予約権」という。)の目的である存続会社等の株式の数交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の株式の数(以下「承継新株予約権目的株式数」という。)は、次の算式により算出される。

$$\text{承継新株予約権目的株式数} = \frac{\text{合併等の効力発生直前における目的株式数}}{\text{合併契約等に定める発行会社の株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率}} \times \text{合併契約等に定める発行会社の株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率}$$

(以下「割当比率」という。)

- b 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(以下「承継新株予約権出資価額」という。)は、当該時点における承継新株予約権目的株式数1株当たりの承継新株予約権出資価額(以下「承継新株予約権行使価額」という。)に承継新株予約権目的株式数を乗じた金額とし、交付時の承継新株予約権行使価額は、次の算式により算出され、算出の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。ただし、いかなる場合においても、承継新株予約権出資価額は行使価額を上回らない。

$$\text{承継新株予約権行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

6. 2020年5月22日開催の取締役会決議により、2020年6月17日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権(2016年2月29日定時株主総会決議に基づく2016年11月17日取締役会決議)

決議年月日	2016年11月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 4
新株予約権の数(個) ※	10,600 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 10,600 [212,000] (注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	7,500 [375] (注)2、6
新株予約権の行使期間 ※	2018年12月21日～2026年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 7,500 [375] 資本組入額 3,750 [187.5] (注)6
新株予約権の行使の条件 ※	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)5

※ 最近事業年度の末日(2019年9月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年7月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の数

- ①新株予約権1個当たりの新株予約権の目的である株式の数(以下「目的株式数」という。)は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は20株とする。
- ②当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的株式数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。
調整後目的株式数 = 調整前目的株式数 × 無償割当、分割又は併合の割合
- ③前号のほか、株式もしくは新株予約権の交付、合併、株式交換その他の組織再編、資本金の減少等により、当社の株式数の変更又は変更の可能性を生ぜしめる事由の発生により目的株式数の調整を必要とする場合、取締役会の決議に基づき目的株式数を調整することができる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- ①新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(以下「出資価額」という。)は、新株予約権の目的である株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価額は、最近事業年度の末日現在は7,500円、提出日の前月末現在は375円とする。ただし、いかなる場合においても、出資価額は当初行使価額を上回らない。
- ②当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{無償割当、分割又は併合の比率}}$$

- ③前号のほか、割当日後に、発行会社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由の発生により行使価額の調整を必要とする場合、当社は取締役会の決議に基づき行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当日において当社の取締役、監査役又は従業員の地位にある新株予約権者は、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合、その後、新株予約権を行使することができない。
- ②次の各号に掲げる場合は、前号の規定にかかわらず新株予約権を行使することができる。
 - a 取締役又は監査役の任期満了による退任。
 - b 定年による退職。
 - c 当社の都合により取締役、監査役又は従業員としての地位を失った場合。
 - d 顕著な業績があり、取締役会において承認された場合。

- ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が特に認めた場合にはこの限りではない。
- ④新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内の証券取引所に上場された後1ヶ月が経過するまで、新株予約権を行使することができない。
- ⑤その他の行使の条件は、当社と割当対象者との間で締結する割当契約に定めるところによる。
4. 新株予約権の取得事由
- ①当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会又は取締役会で承認された場合は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。
- ②新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。
5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
- ①当社は、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合において、それぞれ吸収合併契約若しくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画(以下総称して「合併契約等」という。)の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社若しくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下総称して「存続会社等」という。)の新株予約権を交付することができる。
- ②前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとする。ただし、合併契約等において別に定める場合はこの限りではない。
- a 交付される新株予約権(以下「承継新株予約権」という。)の目的である存続会社等の株式の数交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の株式の数(以下「承継新株予約権目的株式数」という。)は、次の算式により算出される。ただし、かかる算出は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式について行われ、算出の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。
- $$\text{承継新株予約権目的株式数} = \frac{\text{合併等の効力発生直前における目的株式数}}{\text{合併契約等に定める発行会社の株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率}} \times \text{合併契約等に定める発行会社の株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率}$$
- (以下「割当比率」という。)
- b 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(以下「承継新株予約権出資価額」という。)は、当該時点における承継新株予約権目的株式数1株当たりの承継新株予約権出資価額(以下「承継新株予約権行使価額」という。)に承継新株予約権目的株式数を乗じた金額とし、交付時の承継新株予約権行使価額は、次の算式により算出され、算出の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。ただし、いかなる場合においても、承継新株予約権出資価額は行使価額を上回らない。
- $$\text{承継新株予約権行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$
- c 承継新株予約権を行使することができる期間
2018年12月21日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれが遅い日から、2026年1月31日までとする。
- d 新株予約権の行使の条件
上記3に定める条件に準ずるものとする。
- e 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、存続会社等の承認を要すものとする。
- f 新株予約権の取得事由
上記4に定める条件の準ずるものとする。
6. 2020年5月22日開催の取締役会決議により、2020年6月17日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権(2018年11月22日臨時株主総会決議に基づく2018年11月22日取締役会決議)

決議年月日	2018年11月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1 当社従業員 23 外部協力者 2
新株予約権の数(個) ※	1,560 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 1,560 [31,200] (注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	12,800 [640] (注)2、6
新株予約権の行使期間 ※	2020年12月22日～2028年12月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 12,800 [640] 資本組入額 6,400 [320] (注)6
新株予約権の行使の条件 ※	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)5

※ 最近事業年度の末日(2019年9月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年7月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の数

①新株予約権1個当たりの新株予約権の目的である株式の数(以下「目的株式数」という。)は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は20株とする。

②当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的株式数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{無償割当、分割又は併合の割合}$$

③前号のほか、株式もしくは新株予約権の交付、合併、株式交換その他の組織再編、資本金の減少等により、当社の株式数の変更又は変更の可能性を生ぜしめる事由の発生により目的株式数の調整を必要とする場合、取締役会の決議に基づき目的株式数を調整することができる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

①新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(以下「出資価額」という。)は、新株予約権の目的である株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価額は、最近事業年度の末日現在は12,800円、提出日の前月末現在は640円とする。ただし、いかなる場合においても、出資価額は当初行使価額を上回らない。

②当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{無償割当、分割又は併合の比率}}$$

③前号のほか、割当日後に、発行会社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由の発生により行使価額の調整を必要とする場合、当社は取締役会の決議に基づき行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当日において当社の取締役、監査役又は従業員の地位にある新株予約権者は、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合、その後、新株予約権を行使することができない。

②新株予約権者のうち、新株予約権の発行時において当社の取引先である新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社との取引関係が良好に継続していることを要する。ただし、当社取締役会が特に認めた場合にはこの限りではない。

- ③次の各号に掲げる場合は、①の規定にかかわらず新株予約権を行使することができる。
- a 取締役又は監査役の任期満了による退任。
 - b 定年による退職。
 - c 当社の都合により取締役、監査役又は従業員としての地位を失った場合。
 - d 顕著な業績があり、取締役会において承認された場合。
- ④新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が特に認めた場合にはこの限りではない。
- ⑤新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内の証券取引所に上場された後1ヶ月が経過するまで、新株予約権を行使することができない。
- ⑥その他の行使の条件は、当社と割当対象者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

4. 新株予約権の取得事由

- ①当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会又は取締役会で承認された場合は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。
- ②新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- ①当社は、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合において、それぞれ吸収合併契約若しくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画(以下総称して「合併契約等」という。)の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社若しくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下総称して「存続会社等」という。)の新株予約権を交付することができる。
- ②前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとする。ただし、合併契約等において別に定める場合はこの限りではない。

- a 交付される新株予約権(以下「承継新株予約権」という。)の目的である存続会社等の株式の数

交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の株式の数(以下「承継新株予約権目的株式数」という。)は、次の算式により算出される。ただし、かかる算出は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式について行われ、算出の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{承継新株予約権目的株式数} = \frac{\text{合併等の効力発生直前における目的株式数}}{\text{合併契約等に定める発行会社の株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率}} \times \text{存続会社等の株式の割当ての比率}$$

(以下「割当比率」という。)

- b 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(以下「承継新株予約権出資価額」という。)は、当該時点における承継新株予約権目的株式数1株当たりの承継新株予約権出資価額(以下「承継新株予約権行使価額」という。)に承継新株予約権目的株式数を乗じた金額とし、交付時の承継新株予約権行使価額は、次の算式により算出され、算出の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。ただし、いかなる場合においても、承継新株予約権出資価額は行使価額を上回らない。

$$\text{承継新株予約権行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

- c 承継新株予約権を行使することができる期間

2020年12月22日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれが遅い日から、2028年12月21日までとする。

- d 新株予約権の行使の条件

上記3に定める条件に準ずるものとする。

- e 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、存続会社等の承認を要すものとする。

- f 新株予約権の取得事由

上記4に定める条件の準ずるものとする。

6. 2020年5月22日開催の取締役会決議により、2020年6月17日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2014年11月28日 (注) 1	—	110,000	△427,500	100,000	—	217,500
2020年6月17日 (注) 2	2,090,000	2,200,000	—	100,000	—	217,500

- (注) 1. 資本金の減少は、資本政策上の柔軟性及び機動性を確保するため、2014年10月2日開催の臨時株主総会決議に基づき、株式数の変更を行わない無償減資を行ったことによるものであります。この結果、資本金が427,500千円減少(減資割合81.0%)しております。
2. 株式分割(1:20)によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

2020年7月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	4	—	—	7	11	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	21,260	—	—	740	22,000	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	96.64	—	—	3.36	100.00	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,200,000	22,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,200,000	—	—
総株主の議決権	—	22,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況および保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、現在成長過程にあり、経営基盤の長期安定に向けた財務体質強化と継続的かつ安定的な事業拡大を目指しております。そのため、一定程度の内部留保の充実が重要であると考え、配当は現在実施しておりません。なお、今後の事業拡大のための設備投資およびそれに伴う人材投資に充て、より迅速な事業拡大を図りたいと考えております。

しかしながら、株主に対する利益還元は重要な経営課題の一つとして認識しており、今後の株主への利益配当につきましては、業績の推移、財務状況、今後の事業および投資計画等を総合的に勘案して、内部留保とのバランスを図りながら検討してまいります。

今後、剰余金の配当を行う場合は、年1回期末での配当を考えており、期末配当については株主総会決議となっております。また、会社法第454条第5項に基づき、取締役会決議によって毎年3月31日を基準日として中間配当を実施することができる旨を定款にて定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業価値の継続的な向上を図るため、社会・経済環境の変化に即応した意思決定ができる組織体制を永続的に運用することであり、その実現に向け、透明性が高く、かつ柔軟性に優れた組織およびシステムを構築し、株主・クライアント・取引先等全てのステークホルダーに対する責務を果たしていくとの認識のもと、以下のとおりコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a 企業統治の体制の概要

当社は、監査役会設置会社であり、コーポレート・ガバナンスの充実のために、株主総会の充実、取締役会や監査役会の一層の機能強化を図るとともに、適法性の確保および企業経営の効率性確保、不正防止体制、リスク管理体制、ディスクロージャー体制の確立等を行っております。

(a) 取締役会

取締役会は、取締役4名(うち社外取締役1名)で構成されており、「取締役会規程」に基づき、監査役出席のもと、経営上の重要な意思決定を討議し、取締役の業務執行の監督を行っております。当社では、原則月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、取締役会においては権限に基づいた意思決定のほか、業績の進捗状況、その他の業務上の報告を行い情報共有を図っております。

(b) 監査役会

監査役会は、常勤の監査役1名と非常勤の監査役2名で構成されております。監査役会は毎月開催され、各監査役は各事業年度に策定する年間監査計画に従い、取締役会その他重要な会議へ出席する他、業務および各種書類や証憑の調査を通じ取締役の職務執行を監査しております。また監査役は、内部監査担当および会計監査人と情報交換、意見交換を行うことによって、業務監査および会計監査等において総括的な確認を行い、取締役の業務執行の状況を効率的かつ合理的に把握し、監督の実効性を高めております。

(c) 独立役員委員会

当社は株式会社エアトリの子会社であり、同社の上場子会社となることから、一般株主との間に利益相反関係が発生するリスクが存在することを踏まえ、「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」に基づき、2019年9月に独立役員委員会を設置しました。

独立役員委員会は、社外取締役1名および社外監査役3名の独立役員のみで構成されております。独立役員委員会は、原則月に1回、また必要に応じて開催することとしております。独立役員は、関連当事者との取引の妥当性、各取締役への取締役報酬の分配の適正性、取締役及び監査役の選任の妥当性、経営者不正の兆候等について、取締役会で決議される前に独立役員委員会にて審議・検討を行い、その結果を取締役に報告しております。なお、取締役会では、当該独立役員委員会での審議・検討による意見を最大限尊重した上で、関係する議題の決議を行っております。

(d) コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、「コンプライアンス規程」に基づき、代表取締役を委員長として常勤の役員及び管理部長により構成され、原則月1回開催し、当社に関する法令違反のリスクを把握及び管理することで適時・適切に是正を行うことができる体制を整えております。また、必要に応じて弁護士、監査法人、税理士、社会保険労務士等の外部専門家から助言を受ける体制を構築しております。

(e) 戦略会議

戦略会議は、取締役、常勤監査役および一定職位以上の幹部社員で構成され、原則月1回開催し、業績の進捗状況確認、各部門のKPIに対するPDCAサイクルの確認、その他の業務上の報告を行い情報共有を図っております。

(f) 内部監査

当社は小規模組織であり独立した内部監査担当部署は設置しておりませんが、代表取締役が選任した内部監査担当者2名および必要に応じて代表取締役社長の承認を得たうえで任命された内部監査業務の補助者が担当しております。内部監査担当は、「内部監査規程」に基づき、法令等の遵守状況及び業務活動の効率性等について当社の全部門を対象に内部監査を実施し、業務改善に向け具体的に助言・勧告を行っております。

なお、当社の取締役会および監査役会等は、以下のメンバーで構成されております。(◎は議長を表す。)

役職名	氏名	取締役会	監査役会 ※1	独立役員 委員会	コンプライア ンス委員会	戦略会議
代表取締役社長	松田 誉史	◎			◎	◎
取締役	浅尾 直樹	○			○	○
取締役CSO	山川 英治	○			○	○
取締役(社外)	森 直人	○		○		
常勤監査役(社外)	市東 聡	○	○	◎	○	※2
監査役(社外)	山本 信秀	○	○	○		
監査役(社外)	古賀 勝彦	○	○	○		
管理部部长	福地 聡太				○	○
編集編成部部长	瀧 佐喜登					○
営業部部长	熊重 晃					○
サービス部部长	堀江 大輔					○

※1 監査役会の議長は、「監査役会規程」に基づき、その決議によって監査役の中から議長を定めております。

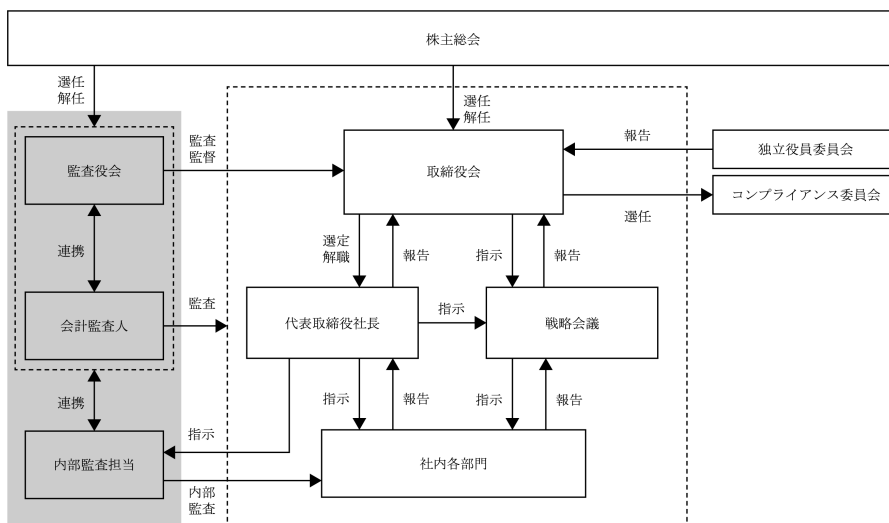
※2 オブザーバーとして出席しております。

b 当該体制を採用する理由

当社のコーポレート・ガバナンスの仕組みは、その時点で会社の目的に最適と思われる仕組みを採用することとしております。したがって、社会環境や法的環境の変化に伴い、コーポレート・ガバナンスの仕組みを適宜見直すことが最適と判断しております。

当社は、社外監査役を含めた監査役による経営の監視・監督機能を適切に機能させることで、経営の健全性と透明性を確保しております。また、取締役会による業務執行の決定と経営の監視・監督機能を向上させるため社外取締役を選任しております。当社は、社外取締役による業務執行者から独立した監視・監督機能及び監査役・監査役会による当該機能の両輪を核としたガバナンス体制が適切であると判断しており、監査役会設置会社を選択することとしております。

当社の会社機関及びコーポレート・ガバナンスの体制を図示しますと、以下のとおりであります。



③ 企業統治に関するその他の事項

a 内部統制システムの整備の状況

当社では業務の適正性を確保するために、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムに関する基本方針を以下のように定めております。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、継続的な企業価値向上を図りながら公正・誠実な事業活動を行うために、コンプライアンス(法令順守)があらゆる企業活動の前提条件であることを決意し、「コンプライアンス規程」を定め、取締役及び使用人に対して周知・徹底します。また、コンプライアンスを確保するための体制の一手段として、各役職員に対するコンプライアンス教育・研修の実施を通じて、全社的な法令遵守の推進に当たるものとします。

当社は、「取締役会規程」を始めとする社内規程を制定し、取締役会に監査役が出席することを定め、各取締役が相互に牽制することにより取締役の業務執行を監督するものとしております。

当社は、監査役会設置会社であり、独立した立場から内部統制システムの整備・運用状況を含め、「監査役監査基準」に従い、取締役の職務執行状況を監査します。また、内部監査担当を選任しており、当社における全部門を対象に当社の役職員の職務執行の適切性を確保するため、法令・定款および「内部監査規程」に基づき内部監査を実施します。内部監査担当者は必要に応じて会計監査人と情報交換し、より効果的かつ効率的な内部監査を実施します。

当社は、「コンプライアンス規程」に基づきコンプライアンス委員会の定期的な開催や、会社規程等の整備と検証および見直しを適時適切に行うことにより、リスク管理体制の充実を図ります。

当社は、法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、「内部通報規程」を定め、これに基づき法令・定款その他社内規則に対する違反事実やそのおそれがある行為等を早期に発見し是正することを目的とする内部通報体制の運用を行います。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、監査役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」、「情報システム管理規程」、「個人情報保護規程」に従い、文書又は電磁的記録により適切に保存及び管理しております。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危機管理については、組織横断的なリスクの状況管理及び全社的対応を管理部の法務担当にて行い、各業務に付随するリスクの状況把握・監視を各部門が行います。コンプライアンス委員会の開催や内部監査担当による日常的モニタリング、監査役監査によりリスク発生の未然防止や、リスクが発生した際には顧問弁護士から適時・適切にアドバイスを受けることにより、迅速かつ確な対応を行うとともに損失・被害等を最小限にとどめる体制を整えております。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、「取締役会規程」により定められた事項及び「職務権限規程」・「職務権限基準表・決裁金額基準表」に定められた事項については、全て取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行います。また、取締役会では定期的に各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性及び効率性の監督等を行います。日常の職務執行については、「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築しております。

(e) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役を補助するために使用人を配置することを求められた場合、当該使用人の人事については監査役と協議して決定するものとしております。また、当該使用人は、監査役の指揮命令のみに服し、取締役その他の使用人の指揮命令は受けないものとし、当該使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性を確保します。当該使用人を懲戒に処する場合には、事前に監査役の承諾を得るものとしております。

(f) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役及び使用人は、職務の執行、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、経営の決議に関する事項については、監査役に対して、その内容を速やかに報告するものとしております。なお、監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対して、人事上の制裁処分等その他の不利な取扱いを行わないものとしております。監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に対して、その説明を求めることができるものとしております。

(g) 監査役は、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役を補助するために使用人を配置することを求められた場合、当該使用人の人事については監査役と協議して決定するものとしております。また、当該使用人は、監査役の指揮命令のみに服し、取締役その他の使用人の指揮命令は受けないものとし、当該使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性を確保します。当該使用人を懲戒に処する場合には、事前に監査役の承諾を得るものとしております。

(h) その他の監査役は、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項については、監査役に対して、その内容を速やかに報告するものとしております。なお、監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対して、人事上の制裁処分等その他の不利な取扱いを行わないものとしております。監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に対して、その説明を求めることができるものとしております。

(i) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行うこととしております。また、当社の各部門は自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めます。

(j) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力等の排除に係る社内規程を整備し、反社会的勢力等に対し、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力等との一切の関りを持たないことを徹底しております。また、有事の際には、所轄警察署、顧問弁護士等と連携し、組織的に反社会的勢力等からの不当要求等を遮断、排除します。

b リスク管理体制の整備状況

当社のリスク管理は、取締役会がリスク管理に関する統制方針、体制に関する重要事項に関する審議を行い、「コンプライアンス規程」を定めるとともに、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会においてリスク管理体制の構築および運用の推進を図る体制を採っております。

また、「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス遵守の意識の醸成を行うとともに、「内部通報規程」を制定し、顧問弁護士および社外役員を窓口とする社外通報窓口および社内通報窓口を設置し、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。

加えて、高度な判断が必要とされる問題が発生した場合には、必要に応じて顧問弁護士、監査法人、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を得られる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

c 剰余金の配当等の決定

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年3月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

d 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がない時に限られます。

e 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款で定めております。

f 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

g 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性7名 女性一名(役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	松田 誉史	1978年8月3日生	2002年9月 2004年2月 2007年2月 2007年11月 2010年3月 2014年9月 2015年2月	岩水開発(株)入社 当社入社 ウノウ(株)入社 当社入社 よにん(株)代表取締役就任 当社入社 当社代表取締役就任(現任)	(注)3	—
取締役 事業部門担当	浅尾 直樹	1975年1月22日生	1998年5月 2000年8月 2006年2月 2015年2月 2016年7月 2016年12月	㈱リクルートフロンティア入社 当社入社 当社取締役就任 ㈱アサフ企画設立 当社入社 当社取締役就任(現任)	(注)3	—
取締役 CSO 管理部門担当	山川 英治	1978年1月22日生	2000年4月 2001年1月 2005年1月 2008年4月 2016年6月 2016年12月	㈱富士入社 インターキュー(現GMOインターネット(株)) 入社 GMOホスティングアンドテクノロジー(株) (現GMOクラウド(株))転籍 ㈱ライブドア(現NHNテコラス(株))入社 当社入社 当社取締役就任(現任)	(注)3	—
取締役	森 直人	1956年6月12日生	1980年4月 2009年1月 2009年1月 2009年6月 2009年12月 2010年6月 2010年6月 2011年6月 2011年7月 2016年7月 2018年4月 2018年12月	㈱電通入社 ㈱電通ドットコム(現㈱電通デジタル・ホール ディングス)監査役就任 ㈱電通オペレーション開発(現㈱電通tempo) 監査役就任 ㈱電通キャスティングアンドエンタテイン メント監査役就任 ㈱電通スポーツパートナーズ監査役就任 ㈱ドリル監査役就任 ㈱ボードウォーク監査役就任 ㈱電通イマーケティングワン(現㈱電通デ ジタル)監査役就任 ㈱ジエブ監査役就任 ㈱電通再雇用入社 跡見学園女子大学観光コミュニティ学部兼 任講師(現任) 当社取締役就任(現任)	(注)3	—
常勤監査役	市東 聡	1970年5月25日生	1999年10月 2014年1月 2014年6月 2018年4月 2018年5月	監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トー マツ)入社 市東聡公認会計士事務所設立 市東聡税理士事務所設立 広尾有限責任監査法人 社員就任(現任) 当社監査役就任(現任)	(注)4	—
監査役	山本 信秀	1969年10月29日生	1992年4月 1999年6月 2001年7月 2002年3月 2014年11月 2017年12月 2018年7月 2018年12月 2020年4月	シャープ(株)入社 ㈱タイタス・コミュニケーションズ(現㈱ジ ュピターテレコム)入社 ポリプラスチックス(株)入社 ソニーブロードバンドソリューション(株)(現 ソニービジネスソリューション(株))入社 ソーラーフロンティア(株)入社 鬼怒川ゴム工業(株)入社 公益社団法人商事法務研究会 経営法友会 総務部会 運営委員就任(現任) 当社監査役就任(現任) ㈱パスコ入社(現任)	(注)4	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役	古賀 勝彦	1962年1月10日生	1985年4月 1990年5月 2004年4月 2011年8月 2012年1月 2018年11月 2019年12月	ツカモト㈱入社 ハウステンボス㈱入社 ㈱クネット・ジャパン代表取締役副社長 ㈱クネット・インターナショナル代表取締役 (現任) ㈱富士マネジメント取締役就任 BeeGee PR合同会社設立 代表社員(現任) 当社監査役就任(現任)	(注) 4	—
計						—

(注) 1. 取締役 森直人は、社外取締役であります。

2. 常勤監査役 市東聡、監査役 山本信秀および古賀勝彦は、社外監査役であります。

3. 取締役の任期は、2020年6月2日開催の臨時株主総会終結の時から選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

4. 監査役の任期は、2020年6月2日開催の臨時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

② 社外役員の状況

本書提出日現在、当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

当社は、経営監視機能の客観性及び中立性を確保することを目的として、社外取締役及び社外監査役について、高い専門性及び見識等に基づき、客観的中立的な観点からの助言を期待しております。なお、当社は社外取締役及び社外監査役の選任について、当社からの独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の判断基準等を参考にしており、経歴や当社との関係性を踏まえて、会社法に定める要件に該当し、独立性に問題がない人物かどうか総合的に勘案して社外取締役及び社外監査役として選任しております。

社外取締役および社外監査役と当社との間に人的関係、資金的関係、取引関係およびその他の利害関係はありません。

社外取締役森直人は、長年にわたる広告・メディア業界での業務経験をとおして培われた、業界に関する幅広い知見を有しており、外部の視点から業容拡大かつガバナンス強化のための意見や提案を行っていただけると判断し、社外取締役に選任しております。

社外監査役市東聡は、公認会計士として会計・監査の分野に関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、外部の視点を持った見識者として取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け更なる貢献を期待し、社外監査役に選任しております。また、同氏は広尾有限責任監査法人の社員を兼務しておりますが、当社と広尾有限責任監査法人との間には特別の利害関係はありません。

社外監査役山本信秀は、企業法務に関する長期にわたる経験を有しており、外部の視点を持った見識者として取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け更なる貢献を期待し、社外監査役に選任しております。

社外監査役古賀勝彦は、海外事業・会社経営について豊富な経験と幅広い知見を有しており、特に人事やガバナンスに関する知見が、成長段階にある当社に有用であると判断したため、社外監査役に選任しております。また、同氏は株式会社クネット・インターナショナルの代表取締役およびBeeGee PR合同会社の代表社員を兼務しておりますが、当社と株式会社クネット・インターナショナルおよびBeeGee PR合同会社の間には特別の利害関係はありません。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、必要に応じて取締役会を通じて内部統制部門の状況を把握し、中立的観点から発言できる体制を整えております。

社外監査役は、監査役会を通じて常勤監査役より職務執行状況・重要な決済案件・内部監査報告その他内部統制部門に関する情報等の提供を受けております。

常勤監査役は、内部監査担当者と適時に情報共有を行い、内部監査担当者より常勤監査役に対して内部監査の実施状況を報告し意見交換を行っております。内部監査担当者、常勤監査役及び監査法人は監査結果や監査計画等について適宜意見交換を行うことで連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（平成31年1月31日内閣府令第3号）による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意(56) a (b)及びd (a) iiの規定を適用しております。

① 監査役監査の状況

定期的に監査役会を開催し、常勤監査役1名、非常勤監査役2名により監査役相互で連携することで効果的な監査を実施しております。また、取締役会に出席して、意見を述べ、経営の適法性・効率性について確認するほか、年間の監査計画に基づいた監査を実施しております。

最近事業年度において当社は監査役会を13回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	開催回数	出席回数
市東 聡	常勤監査役	13	13
森田 正康	監査役	13	13
山本 信秀	監査役	11	11

(注) 監査役 山本信秀は、2018年12月に就任しております。

監査役会における主な検討事項として、監査方針や監査計画策定、定時株主総会への付議議案の内容の監査、常勤監査役の選定、監査役の報酬、グループ間取引の内容の妥当性、予算修正・中期経営計画修正、決算等に関して審議いたしました。

また、常勤監査役の活動として、取締役その他の使用人等との意思疎通、取締役会・独立役員委員会・戦略会議・コンプライアンス委員会などの重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、会計監査人からの監査結果の報告の確認を行っています。

② 内部監査の状況

当社は、代表取締役が内部監査担当者を2名選任しており、内部監査を実施しております。年間の内部監査実施計画に従い、法令の遵守状況及び業務活動の効率性等について内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に報告しております。監査対象となった各事業部門に対して業務改善等のための指摘を行い、期末日までに改善状況を確認します。また、内部監査担当者は監査役及び監査法人と定期的に情報交換を実施しております。

③ 会計監査の状況

a 監査法人の名称

三優監査法人

b 継続監査期間

2年間

c 業務を執行した公認会計士

岩田 亘人

川村 啓文

(注) 監査継続年数はいずれも7年以下であるため記載を省略しております。

d 監査業務に係る補助者の構成

当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士2名及びその他3名であります。

e 監査法人の選定方針と理由

当社の監査法人に必要な専門性、独立性および適切性を有しており、職務遂行能力等を総合的に勘案したうえで選定しております。

監査役会は、監査法人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査法人を解任する方針であります。

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は、三優監査法人について、会計監査人の独立性・専門性等を害する事由等の発生はなく、適正な監査の遂行が可能であると評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
6,500	—	11,000	—

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

最近事業年度の前事業年度

該当事項はありません。

最近事業年度

該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

最近事業年度の前事業年度

該当事項はありません。

最近事業年度

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、監査日数、業務内容等の監査計画に基づき公認会計士等と協議のうえ、会社法第399条に基づく監査役会の同意を得て決定しております。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査の職務執行状況および報酬額等を総合的に検討したうえで、会計監査人の報酬等は合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、経営環境、役位、会社への貢献度、業績等を勘案して決定することとしております。各取締役の報酬額の決定については、取締役会で決議された「取締役報酬テーブル」に定める基準額と範囲の中で決定することを独立役員委員会にて審議し、審議結果を考慮した上で代表取締役社長が決定しております。

監査役の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定することとしております。

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2014年2月27日であり、取締役の報酬限度額を100,000千円と決議しております。また、当社の監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2008年2月18日であり、監査役の報酬の限度額を10,000千円と決議しております。

当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会および独立役員委員会の活動としては、2020年6月2日開催の独立役員委員会の審議結果を、同日開催の取締役会にて報告し、その審議結果に基づき、代表取締役が決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当事業年度における当社の取締役および監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	33,120	33,120	—	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く。)	3,600	3,600	—	—	—	1
社外役員	6,800	6,800	—	—	—	3

③ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式価値の変動および配当金の受領などによる利益確保を目的とするものを純投資目的である投資株式とし、それ以外を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式について、当社が株式を保有する場合には、発行会社およびその関連会社との取引関係の維持・強化および株式安定等の保有目的の合理性を総合的に検討することとしております。当該株式の保有意義が必ずしも十分でないとは判断される場合については、取締役会にて売却等の決議を行うことを検討してまいります。

b 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	4	1,968
非上場株式以外の株式	—	—

(最近事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(最近事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(2017年10月1日から2018年9月30日まで)および当事業年度(2018年10月1日から2019年9月30日まで)の財務諸表について、三優監査法人により監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)および第3四半期累計期間(2019年10月1日から2020年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、三優監査法人による四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表および四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、日本公認会計士協会および監査法人等が主催する研修に参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年9月30日)	当事業年度 (2019年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	580,532	752,392
売掛金	105,327	112,556
前払費用	5,447	6,872
その他	1,188	571
流動資産合計	692,495	872,392
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	※ 5,851	※ 4,446
工具、器具及び備品（純額）	※ 20,327	※ 13,329
有形固定資産合計	26,179	17,775
無形固定資産		
ソフトウェア	20,975	30,850
ソフトウェア仮勘定	2,886	24,591
その他	22	22
無形固定資産合計	23,884	55,465
投資その他の資産		
投資有価証券	1,968	1,968
敷金	12,720	12,328
繰延税金資産	62,090	15,554
その他	85	14
投資その他の資産合計	76,864	29,865
固定資産合計	126,928	103,106
資産合計	819,424	975,499
負債の部		
流動負債		
買掛金	16,211	17,710
未払金	37,418	30,915
未払費用	16,344	30,012
未払法人税等	290	13,432
前受金	219	1,595
預り金	100,246	95,358
前受収益	11,332	10,894
その他	13,686	5,837
流動負債合計	195,750	205,757
負債合計	195,750	205,757

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年9月30日)	当事業年度 (2019年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	217,500	217,500
その他資本剰余金	77,259	77,259
資本剰余金合計	294,759	294,759
利益剰余金		
利益準備金	1,800	1,800
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	227,114	373,183
利益剰余金合計	228,914	374,983
株主資本合計	623,673	769,742
純資産合計	623,673	769,742
負債純資産合計	819,424	975,499

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(2020年6月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	827,704
売掛金	108,648
前払費用	9,199
その他	337
流動資産合計	945,890
固定資産	
有形固定資産	11,977
無形固定資産	65,810
投資その他の資産	29,564
固定資産合計	107,353
資産合計	1,053,243
負債の部	
流動負債	
買掛金	10,676
未払法人税等	35,781
預り金	102,701
その他	55,322
流動負債合計	204,482
負債合計	204,482
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
資本剰余金	294,759
利益剰余金	454,001
株主資本合計	848,760
純資産合計	848,760
負債純資産合計	1,053,243

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	当事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
売上高	624,902	713,772
売上原価	190,488	226,336
売上総利益	434,414	487,436
販売費及び一般管理費	※1 253,044	※1 282,292
営業利益	181,369	205,144
営業外収益		
受取利息	100	8
受取配当金	25	—
還付消費税等	—	878
その他	—	5
営業外収益合計	125	893
経常利益	181,495	206,037
特別利益		
固定資産売却益	※2 16	—
特別利益合計	16	—
特別損失		
固定資産除却損	※3 7,558	—
投資有価証券評価損	5,381	—
特別損失合計	12,940	—
税引前当期純利益	168,571	206,037
法人税、住民税及び事業税	290	13,432
法人税等調整額	△24,433	46,536
法人税等合計	△24,143	59,968
当期純利益	192,714	146,068

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)		当事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 労務費		88,046	43.62	103,561	42.84
II 外注費		37,284	18.47	57,750	23.88
III 経費	※1	76,517	37.91	80,475	33.28
合計		201,848	100.00	241,787	100.00
他勘定振替高	※2	11,359		15,451	
当期売上原価		190,488		226,336	

(注) ※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
システム保守費	55,978	55,360

※2 他勘定振替高は、ソフトウェア仮勘定への振替であります。

(原価計算の方法)

当社の原価計算の方法は実際個別原価計算によっております。

【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 2019年10月1日 至 2020年6月30日)
売上高	520,409
売上原価	212,011
売上総利益	308,398
販売費及び一般管理費	185,204
営業利益	123,193
営業外収益	
受取利息	0
営業外収益合計	0
営業外費用	
上場関連費用	2,000
営業外費用合計	2,000
経常利益	121,194
税引前四半期純利益	121,194
法人税等	42,175
四半期純利益	79,018

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	100,000	217,500	77,259	294,759
当期変動額				
当期純利益				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	100,000	217,500	77,259	294,759

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金			株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	1,800	34,399	36,199	430,958	430,958
当期変動額					
当期純利益		192,714	192,714	192,714	192,714
当期変動額合計	—	192,714	192,714	192,714	192,714
当期末残高	1,800	227,114	228,914	623,673	623,673

当事業年度(自 2018年10月 1日 至 2019年 9月30日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	100,000	217,500	77,259	294,759
当期変動額				
当期純利益				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	100,000	217,500	77,259	294,759

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金			株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
繰越利益剰余金					
当期首残高	1,800	227,114	228,914	623,673	623,673
当期変動額					
当期純利益		146,068	146,068	146,068	146,068
当期変動額合計	—	146,068	146,068	146,068	146,068
当期末残高	1,800	373,183	374,983	769,742	769,742

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	当事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	168,571	206,037
減価償却費	13,395	17,476
固定資産売却損益 (△は益)	△16	—
固定資産除却損	7,558	—
投資有価証券評価損益 (△は益)	5,381	—
受取利息及び受取配当金	△125	△8
売上債権の増減額 (△は増加)	71,259	△7,228
仕入債務の増減額 (△は減少)	5,160	1,498
未払金の増減額 (△は減少)	18,647	211
未払費用の増減額 (△は減少)	950	13,430
預り金の増減額 (△は減少)	3,682	△4,888
その他	7,653	△8,876
小計	302,119	217,653
利息及び配当金の受取額	125	8
法人税等の支払額	△265	△290
営業活動によるキャッシュ・フロー	301,979	217,371
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△4,673	△4,099
有形固定資産の売却による収入	16	—
無形固定資産の取得による支出	△15,743	△42,138
貸付金の回収による収入	2,301	726
投資活動によるキャッシュ・フロー	△18,100	△45,511
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	283,879	171,860
現金及び現金同等物の期首残高	296,653	580,532
現金及び現金同等物の期末残高	* 580,532	* 752,392

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

- 1 有価証券の評価基準および評価方法
その他有価証券
時価のないもの
移動平均法による原価法
- 2 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	4～15年
工具、器具及び備品	4～15年
 - (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、主な償却年数は次のとおりであります。
ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)
- 3 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。
- 4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

- 1 有価証券の評価基準および評価方法
その他有価証券
時価のないもの
移動平均法による原価法
- 2 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	4～15年
工具、器具及び備品	4～15年
 - (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、主な償却年数は次のとおりであります。
ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)
- 3 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。
- 4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)
- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日)

(1) 概要

個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いが見直され、また(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いの明確化が行われております。

(2) 適用予定日

2019年9月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等の適用による財務諸表に与える影響はありません。

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年9月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

当事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年9月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

前事業年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

下記の表示方法の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第3項の規定及び「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)第7項に定める経過的な取扱いに基づき、2019年9月期における表示方法の変更の注記と同様の内容を記載しております。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

税効果会計基準一部改正を翌事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しました。財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、この表示方法の変更を反映させるため、当事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、当事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」58,407千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」62,090千円に含めて表示しております。

当事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」58,407千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」62,090千円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)に記載された内容を追加しております。

(貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2018年9月30日)	当事業年度 (2019年9月30日)
建物附属設備	175千円	1,581千円
工具、器具及び備品	25,456 "	32,923 "

(損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	当事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
決済手数料	38,644千円	33,215千円
役員報酬	38,720 "	43,520 "
給料及び手当	56,329 "	66,713 "
減価償却費	1,685 "	2,858 "
研究開発費	— "	2,845 "
おおよその割合		
販売費	24 %	18 %
一般管理費	76 "	82 "

※2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	当事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
工具、器具及び備品	16千円	一千円

※3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	当事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
建物附属設備	2,947千円	一千円
工具、器具及び備品	4,611 "	— "
計	7,558千円	一千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	110,000	—	—	110,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	110,000	—	—	110,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	当事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
現金及び預金	580,532千円	752,392千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	— 〃	— 〃
現金及び現金同等物	580,532千円	752,392千円

(リース取引関係)

前事業年度(2018年9月30日)

1. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	17,043千円
1年超	56,095 "
合計	73,139千円

当事業年度(2019年9月30日)

1. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	17,163千円
1年超	39,411 "
合計	56,575千円

(金融商品関係)

前事業年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業運営に必要な資金を通常の営業キャッシュ・フローから調達することを基本としており、原則として借入金に依存していません。一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金およびその他の金銭債務は1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は経理規程に従い、営業債権について、財務経理部が取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、入金状況を営業部に随時連絡しております。これにより財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、利益計画に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	580,532	580,532	—
(2) 売掛金	105,327	105,327	—
資産計	685,859	685,859	—
(1) 買掛金	16,211	16,211	—
(2) 未払金	37,418	37,418	—
(3) 未払費用	16,344	16,344	—
(4) 未払法人税等	290	290	—
(5) 預り金	100,246	100,246	—
負債計	170,511	170,511	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは全て短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、(5) 預り金

これらは全て短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	2018年9月30日
非上場株式	1,968

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「2 金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。

当事業年度において、非上場株式について5,381千円の減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	580,532	—	—	—
売掛金	105,327	—	—	—
合計	685,859	—	—	—

当事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業運営に必要な資金を通常の営業キャッシュ・フローから調達することを基本としており、原則として借入金に依存しておりません。一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金およびその他の金銭債務は1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は経理規程に従い、営業債権について、管理部が取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、入金状況を営業部に随時連絡しております。これにより財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、利益計画に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	752,392	752,392	—
(2) 売掛金	112,556	112,556	—
資産計	864,948	864,948	—
(1) 買掛金	17,710	17,710	—
(2) 未払金	30,915	30,915	—
(3) 未払費用	30,012	30,012	—
(4) 未払法人税等	13,432	13,432	—
(5) 預り金	95,358	95,358	—
負債計	187,429	187,429	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは全て短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、(5) 預り金

これらは全て短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額
(単位：千円)

区分	2019年9月30日
非上場株式	1,968

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「2 金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	752,392	—	—	—
売掛金	112,556	—	—	—
合計	864,948	—	—	—

(有価証券関係)

前事業年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

1. その他有価証券

非上場株式(貸借対照表計上額 投資有価証券1,968千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、非上場株式について5,381千円の減損処理を行っております。

当事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

1. その他有価証券

非上場株式(貸借対照表計上額 投資有価証券1,968千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2014年3月18日	2016年11月17日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社監査役 1名	当社取締役 3名 当社従業員 4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 103,980株	普通株式 216,000株
付与日	2014年3月24日	2016年12月21日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	2016年3月25日～2024年3月24日	2018年12月21日～2026年1月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2020年6月17日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2018年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2014年3月18日	2016年11月17日
権利確定前(株)		
前事業年度末	12,000	216,000
付与	—	—
失効	—	4,000
権利確定	—	—
未確定残	12,000	212,000
権利確定後(株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 2020年6月17日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2014年3月18日	2016年11月17日
権利行使価格(円)	375	375
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

(注) 2020年6月17日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っており、分割後の価格に換算して記載しております。

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を本源的価値の見積りによっております。

なお、当該本源的価値の見積りの基礎となる株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法に基づいて算出した価格を基礎として決定する方法によっております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額	一千円
(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	一千円

当事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2014年3月18日	2016年11月17日	2018年11月22日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社監査役 1名	当社取締役 3名 当社従業員 4名	当社監査役 1名 当社従業員 23名 外部協力者 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 103,980株	普通株式 216,000株	普通株式 37,000株
付与日	2014年3月24日	2016年12月21日	2018年12月21日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	2016年3月25日～2024年3月24日	2018年12月21日～2026年1月31日	2020年12月22日～2028年12月21日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2020年6月17日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2019年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2014年3月18日	2016年11月17日	2018年11月22日
権利確定前(株)			
前事業年度末	12,000	212,000	—
付与	—	—	37,000
失効	—	—	5,800
権利確定	—	—	—
未確定残	12,000	212,000	31,200
権利確定後(株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

(注) 2020年6月17日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2014年3月18日	2016年11月17日	2018年11月22日
権利行使価格(円)	375	375	640
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

(注) 2020年6月17日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っており、分割後の価格に換算して記載しております。

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を本源的価値の見積りによっております。

なお、当該本源的価値の見積りの基礎となる株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法に基づいて算出した価格を基礎として決定する方法によっております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額	一千円
(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	一千円

(税効果会計関係)

前事業年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却費	1,524千円
減損損失	13,120 "
投資有価証券評価損	1,866 "
税務上の繰越欠損金	59,289 "
その他	481 "
繰延税金資産小計	76,283千円
評価性引当額	△14,192 "
繰延税金資産合計	62,090千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率 (調整)	34.6%
住民税均等割	0.2%
評価性引当額の増減	△49.2%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△14.3%

当事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却費	1,185千円
減損損失	9,151 "
投資有価証券評価損	1,866 "
未払賞与	4,452 "
未払法定福利費	658 "
その他	747 "
繰延税金資産小計	18,063千円
評価性引当額(注)	△2,509 "
繰延税金資産合計	15,554千円

(注) 評価性引当額が11,683千円減少しております。この減少の主な内容は、最近の業績動向等を踏まえ、繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討した結果、将来減算一時差異に関する評価性引当額が減少したことに伴うものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率 (調整)	34.6%
住民税均等割	0.1%
評価性引当額の増減	△5.7%
その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%

(資産除去債務関係)

前事業年度(2018年9月30日)

当社は、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当事業年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度(2019年9月30日)

当社は、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当事業年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、サービス内容等別の事業部を置き、各事業部はサービスの向上と売上および利益の拡大を目指して事業活動を展開しております。

したがって、当社は事業部を基礎としたサービス内容等別のセグメントから構成されており、「プラットフォーム」および「メディア広告」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品およびサービスの種類

報告セグメント	属するサービスの概要
プラットフォーム	メルマガ配信プラットフォーム「まぐまぐ!」の運営等
メディア広告	Webメディアの運営および広告枠販売サービス

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	プラットフォーム	メディア広告	計		
売上高					
外部顧客への売上高	346,707	272,555	619,263	5,639	624,902
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	346,707	272,555	619,263	5,639	624,902
セグメント利益又は損失(△)	224,245	175,977	400,222	△4,452	395,769
セグメント資産	98,604	41,123	139,727	9	139,737
その他の項目					
減価償却費	6,662	5,047	11,709	0	11,709

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、イベント企画等を含んでおりません。

4 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額および当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

売上高	
報告セグメント計	619,263
「その他」の区分の売上高	5,639
財務諸表の売上高	624,902

(単位：千円)

利益	
報告セグメント計	400,222
「その他」の区分の利益	△4,452
全社費用(注)	△214,399
財務諸表の営業利益	181,369

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(単位：千円)

資産	
報告セグメント計	139,727
「その他」の区分の資産	9
全社資産(注)	679,687
財務諸表の資産合計	819,424

(注) 全社資産は、報告セグメントに帰属しない現金及び預金等であります。

(単位：千円)

その他の項目	報告セグメント計	その他	調整額	財務諸表計上額
減価償却費	11,709	0	1,685	13,395

(注) 調整額は、主に報告セグメントに帰属しない本社建物等の減価償却費であります。

当事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、サービス内容等別の事業部を置き、各事業部はサービスの向上と売上および利益の拡大を目指して事業活動を展開しております。

したがって、当社は事業部を基礎としたサービス内容等別のセグメントから構成されており、「プラットフォーム」および「メディア広告」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品およびサービスの種類

報告セグメント	属するサービスの概要
プラットフォーム	メルマガ配信プラットフォーム「まぐまぐ！」の運営等
メディア広告	Webメディアの運営および広告枠販売サービス

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	プラットフォーム	メディア広告	計		
売上高					
外部顧客への売上高	337,707	371,694	709,401	4,370	713,772
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	337,707	371,694	709,401	4,370	713,772
セグメント利益又は損失(△)	215,760	242,569	458,330	△4,109	454,221
セグメント資産	99,456	50,527	149,983	919	150,902
その他の項目					
減価償却費	8,780	5,838	14,618	—	14,618

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、イベント企画等を含んでおりません。

4 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額および当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

売上高	
報告セグメント計	709,401
「その他」の区分の売上高	4,370
財務諸表の売上高	713,772

(単位：千円)

利益	
報告セグメント計	458,330
「その他」の区分の利益	△4,109
全社費用(注)	△249,077
財務諸表の営業利益	205,144

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(単位：千円)

資産	
報告セグメント計	149,983
「その他」の区分の資産	919
全社資産(注)	824,596
財務諸表の資産合計	975,499

(注) 全社資産は、報告セグメントに帰属しない現金及び預金等であります。

(単位：千円)

その他の項目	報告セグメント計	調整額	財務諸表計上額
減価償却費	14,618	2,858	17,476

(注) 調整額は、主に報告セグメントに帰属しない本社建物等の減価償却費であります。

【関連情報】

前事業年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

1 製品およびサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

1 製品およびサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	シンガポール	その他アジア	欧州	合計
584,568	121,556	7,148	500	713,772

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Google Asia Pacific Pte. Ltd.	121,556	メディア広告

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社エボラブルアジア(現 株式会社エアトリ)(東京証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社エボラブルアジア(現 株式会社エアトリ)(東京証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	当事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
1株当たり純資産額	283.49円	349.88円
1株当たり当期純利益金額	87.60円	66.39円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、2020年6月17日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	当事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	192,714	146,068
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	192,714	146,068
普通株式の期中平均株式数(株)	2,200,000	2,200,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類(新株予約権11,200個) これらの詳細は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権3種類(新株予約権12,760個) これらの詳細は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (2018年9月30日)	当事業年度 (2019年9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	623,673	769,742
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	623,673	769,742
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	2,200,000	2,200,000

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

(新株予約権の発行)

当社は、2018年11月22日開催の臨時株主総会および2018年11月22日開催の臨時取締役会において、当社取締役、従業員および関係者に対して、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議し、2018年12月21日に発行いたしました。

なお、当該新株予約権の詳細は、「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

当事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

(株式分割および単元株制度の採用)

当社は、2020年5月22日開催の取締役会決議に基づき、2020年6月17日付をもって株式分割を行っております。また、2020年6月2日開催の臨時株主総会決議に基づき、2020年6月2日付をもって定款の変更を行い、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2020年6月17日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を1株につき20株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	110,000株
今回の分割により増加する株式数	2,090,000株
株式分割後の発行済株式総数	2,200,000株
株式分割後の発行可能株式総数	8,800,000株

(3) 株式分割の日程

基準日公告日	2020年6月2日
基準日	2020年6月17日
効力発生日	2020年6月17日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当第3四半期累計期間 (自 2019年10月1日 至 2020年6月30日)
税金費用の計算	税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、当第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2019年10月1日 至 2020年6月30日)
減価償却費	16,095千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間(自 2019年10月1日 至 2020年6月30日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前事業年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間(自 2019年10月1日 至 2020年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高および利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	プラットフォーム	メディア広告	計		
売上高					
外部顧客への売上高	251,059	255,656	506,715	13,694	520,409
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	251,059	255,656	506,715	13,694	520,409
セグメント利益又は損失(△)	143,067	140,722	283,790	△644	283,145

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、イベント企画等を含んでおりません。

2 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額および当該差額の主な内容
(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

利益	金額
報告セグメント計	283,790
「その他」の区分の損失	△644
全社費用(注)	△159,952
四半期損益計算書の営業利益	123,193

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2019年10月1日 至 2020年6月30日)
1株当たり四半期純利益	35円92銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	79,018
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	79,018
普通株式の期中平均株式数(株)	2,200,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業 年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、2020年6月17日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益を算定しております。

⑤ 【附属明細表】(2019年9月30日現在)

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物附属設備	6,027	—	—	6,027	1,581	1,405	4,446
工具、器具及び備品	45,783	468	—	46,252	32,923	7,466	13,329
有形固定資産計	51,811	468	—	52,280	34,504	8,872	17,775
無形固定資産							
ソフトウェア	30,772	18,086	—	48,858	18,008	8,211	30,850
ソフトウェア仮勘定	2,886	24,591	2,886	24,591	—	—	24,591
その他	22	—	—	22	—	—	22
無形固定資産計	33,680	42,678	2,886	73,473	18,008	8,211	55,465

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア	本社	自社利用目的のソフトウェア開発・実装等	18,086千円
ソフトウェア仮勘定	本社	新規サービス開発	19,745 〃
ソフトウェア仮勘定	本社	自社利用目的のソフトウェア開発・実装等	4,846 〃

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定	本社	ソフトウェアへの振替	2,886千円
-----------	----	------------	---------

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首および当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首および当事業年度末における負債および純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産および負債の内容】 (2019年9月30日現在)

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	235
預金	
普通預金	752,156
計	752,156
合計	752,392

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
ソニーペイメントサービス株式会社	75,467
Google Asia Pacific Pte. Ltd.	10,761
クロスリテイリング株式会社	4,320
株式会社J. Score	2,160
株式会社売れるネット広告社	1,899
その他	17,947
合計	112,556

売掛金の発生および回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
105,327	1,248,203	1,240,974	112,556	91.7	31.9

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 買掛金

相手先	金額(千円)
NHNテコラス株式会社	4,540
株式会社ネットアイアールディー	2,160
GMOアドマーケティング株式会社	1,495
株式会社クラウドワークス	795
株式会社イルグルム	540
その他	8,179
合計	17,710

④ 預り金

区分	金額(千円)
有料メルマガクリエイター	92,660
その他	2,697
合計	95,358

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年9月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え (注) 1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 (注) 1
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.mag2.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- ①会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - ②会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - ③株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2017年10月6日	ニューホライズンキャピタル(株)代表取締役社長 安東 泰志	東京都港区西新橋2丁目8番6号	特別利害関係者(大株主上位10名)	㈱エヌ・エイチ・シー・フィフティーン(現㈱EA1)代表取締役 安東 泰志	東京都港区西新橋2丁目8番6号	特別利害関係者(大株主上位10名)	28,682	349,920,400 (12,200) (注) 4	当事者間の事由による
2018年5月31日	㈱ネットアイアールディー代表取締役社長 白石 岳	京都府京都市下京区中堂寺栗田町93	特別利害関係者(大株主上位10名)	㈱エボラブルアジア(現㈱エアトリ)代表取締役社長 吉村 英毅	東京都港区愛宕2丁目5番1号	特別利害関係者(大株主上位10名)	8,500	127,500,000 (15,000) (注) 5	当事者間の事由による
2018年5月31日	白石 岳	京都府京都市	特別利害関係者(大株主上位10名)	㈱エボラブルアジア(現㈱エアトリ)代表取締役社長 吉村 英毅	東京都港区愛宕2丁目5番1号	特別利害関係者(大株主上位10名)	1,473	29,460,000 (20,000) (注) 5	当事者間の事由による
2018年5月31日	西村 昌明	東京都中央区	特別利害関係者(大株主上位10名)	㈱エボラブルアジア(現㈱エアトリ)代表取締役社長 吉村 英毅	東京都港区愛宕2丁目5番1号	特別利害関係者(大株主上位10名)	1,331	26,620,000 (20,000) (注) 5	当事者間の事由による
2019年11月13日	㈱EA1代表取締役 柴田裕亮	東京都港区愛宕2丁目5番1号	特別利害関係者(大株主上位10名)	㈱エボラブルアジア(現㈱エアトリ)代表取締役社長 吉村 英毅	東京都港区愛宕2丁目5番1号	特別利害関係者(大株主上位10名)	28,682	349,920,400 (12,200) (注) 6	会社清算のため

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所 JASDAQ(スタンダード)への上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(2017年10月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第229条の3第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとしてされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとしてされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 純資産価額法とDCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)での評価結果の平均値に基づき株価を算出しております。
5. 純資産価額法とDCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)での評価結果の平均値に基づき算出した株価を参考として、当事者間で協議の上決定した価格であります。
6. 移動価格は、当事者間で協議の上決定した価格であります。
7. 2020年5月22日開催の取締役会決議により、2020年6月17日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」および「価格(単価)」は当該株式分割前の「移動株数」および「価格(単価)」を記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①
発行年月日	2018年12月21日
種類	新株予約権の付与(ストック・オプション)
発行数	普通株式 1,850株
発行価格	12,800円 (注) 4
資本組入額	6,400円
発行価額の総額	23,680,000円
資本組入額の総額	11,840,000円
発行方法	2018年11月22日開催の臨時株主総会および取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2、3

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。)の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況にかかる照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、2019年9月30日であります。
2. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 3. 同施行規則第257条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた者との間で、割当てを受けた新株予約権(行使等により取得する株式等を含みます。)を、原則として割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当日以後1年間を経過していない場合には、割当日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
 4. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)および類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権② (注) 6
行使時の払込金額	1株につき12,800円
行使期間	2020年12月22日から2028年12月21日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権割当契約締結後の退職等による権利の喪失により、発行数は1,560株、発行価額の総額は19,968,000円、資本組入額の総額は9,984,000円となっております。
7. 2020年5月22日開催の取締役会決議により、2020年6月17日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」および「行使時の払込金額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」および「行使時の払込金額」を記載しております。

2 【取得者の概況】

新株予約権の付与(ストック・オプション)①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
市東 聡	東京都品川区	会社役員	600	7,680,000 (12,800)	特別利害関係者等 (当社の常勤監査役)
福地 聡太	東京都港区	会社員	200	2,560,000 (12,800)	当社の従業員
高岳 史典	東京都渋谷区	会社役員	200	2,560,000 (12,800)	外部協力者
岡田 理子	京都市京都市北区	個人事業主	20	256,000 (12,800)	外部協力者

- (注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者については、記載しておりません。
2. 上記のほか、新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下の従業員は18名であり、その株式の総数は540株であります。
3. 2020年5月22日開催の取締役会決議により、2020年6月17日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」および「価格(単価)」は株式分割前の「割当株数」および「価格(単価)」で記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
榑エアトリ (注) 1	東京都港区愛宕2丁目5番1号	2,111,200	85.99
松田 誉史 (注) 2	東京都品川区	70,400 (70,400)	2.87 (2.87)
浅尾 直樹 (注) 3	東京都品川区	64,800 (64,800)	2.64 (2.64)
山川 英治 (注) 3	東京都品川区	64,800 (64,800)	2.64 (2.64)
小森 良介 (注) 1	京都府京都市山科区	60,000	2.44
加藤 正躬 (注) 1	東京都足立区	14,000 (12,000)	0.57 (0.49)
榑アットウェア (注) 1	神奈川県横浜市西区みなとみらい3丁目7番1号	12,000	0.49
市東 聡 (注) 4	東京都品川区	12,000 (12,000)	0.49 (0.49)
堀江 大輔 (注) 1、5	東京都世田谷区	6,000 (4,000)	0.24 (0.16)
大森 慎一 (注) 1	東京都世田谷区	4,000	0.16
瀧 佐喜登 (注) 5	東京都荒川区	4,000 (4,000)	0.16 (0.16)
熊重 晃 (注) 5	東京都目黒区	4,000 (4,000)	0.16 (0.16)
福地 聡太 (注) 5	東京都港区	4,000 (4,000)	0.16 (0.16)
高岳 史典 (注) 6	東京都渋谷区	4,000 (4,000)	0.16 (0.16)
稗田 進志 (注) 1、5	埼玉県和光市	2,600 (600)	0.11 (0.02)
永平 光一 (注) 1	京都府京都市上京区	2,000	0.08
岩瀬 琢哉 (注) 1	神奈川県横浜市中区	2,000	0.08
榑ケーエルシー (注) 1	滋賀県守山市水保町1125番1	1,400	0.06
榑サケネット (注) 1	滋賀県守山市水保町1125番1	1,400	0.06
所有株式数600株の株主17名	—	10,200 (10,200)	0.42 (0.42)
所有株式数400株の株主1名	—	400 (400)	0.02 (0.02)
計	—	2,455,200 (255,200)	100.00 (10.39)

- (注) 1. 特別利害関係者等(大株主上位10名)
2. 特別利害関係者等(当社代表取締役社長)
3. 特別利害関係者等(当社取締役)
4. 特別利害関係者等(当社監査役)
5. 当社従業員
6. 外部協力者
7. ()内は、新株予約権による潜在株式数およびその割合であり、内数であります。
8. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2020年8月17日

株式会社まぐまぐ
取締役会 御中

三優監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岩 田 亘 人 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川 村 啓 文 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社まぐまぐの2017年10月1日から2018年9月30日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社まぐまぐの2018年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年8月17日

株式会社まぐまぐ
取締役会 御中

三優監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岩 田 亘 人 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川 村 啓 文 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社まぐまぐの2018年10月1日から2019年9月30日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社まぐまぐの2019年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年8月17日

株式会社まぐまぐ
取締役会 御中

三優監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岩 田 亘 人 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川 村 啓 文 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社まぐまぐの2019年10月1日から2020年9月30日までの第22期事業年度の第3四半期会計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)及び第3四半期累計期間(2019年10月1日から2020年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社まぐまぐの2020年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

